

# みんなが えがおで 暮らせるために

— 清瀬市第4期障害福祉計画 —

平成27年3月

清瀬市



## みんなが えがおで 暮らせるために

本市では、障害者施策の総合的な計画である「清瀬市障害者計画」の実施計画として「清瀬市障害福祉計画」を策定し、障害のある方が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス及び相談支援を提供する基盤整備を推進してまいりました。

また、国においては、障害者虐待防止法や障害者差別解消法などの障害福祉関係の法整備が行われ、平成 26 年 1 月には障害者権利条約を批准するに至るなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

こうした国の動向に対応しつつ、本市はこれまでの取り組みを一層充実していくために平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とする「清瀬市第 4 期障害福祉計画」を策定しました。この計画では、互いに人格と個性を尊重し、安全かつ安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた、サービス提供体制を維持・発展するために取り組む施策を盛り込んでいます。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携協働のもと、人と人とのつながり、地域社会とのつながりを大切にする「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」のスローガンをすすめるために、互いに助け合い、自らが主役となって暮らせるまちを目指します。ライフステージを通して切れ目のない支援により、障害があってもなくても分け隔てられることなく、みんながえがおで暮らせる地域社会をつくるために全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびになります。本計画の策定にあたり、第 4 期障害福祉計画策定委員会及び地域自立支援協議会の委員の皆様、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた関係者の皆様、そしてご協力をいただいたすべての市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

清瀬市長 **渋谷 金太郎**





Q

障害福祉計画とは何ですか？



A

**障害福祉計画**は、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づいて定めた3年間の短期的な計画です。

サービスや相談支援が計画的に提供されることで、障害のある方等が自立した日常生活、社会生活を営むことができることを目指します。

障害のある方についての市の計画には、もうひとつ**障害者計画**があります。これは、障害のある方の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定めた、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画です。

2つの計画は、例えるならば、“車の両輪”といえます。



車の両輪

障害のある方の  
生活全般に関する  
基本的な事項を  
定める計画

清瀬市  
障害者計画

サービスを  
計画的に提供  
するために  
定める計画

清瀬市第4期  
障害福祉計画

**Q**

障害のことや日常生活の相談はどこに問い合わせればよいですか？

**A**

「こんなことを聞いて大丈夫だろうか」、「誰に聞けばよいのだろう」という声が多く寄せられます。

障害福祉の制度や様々なサービス、日常生活上の悩みごとについての相談・お問い合わせは市役所の障害福祉課をはじめ、下記の相談先がありますので、ご利用ください。

#### ■ 手帳やサービスなど障害福祉全般

清瀬市役所 障害福祉課

中里5-842

TEL: 497-2072・2073

FAX: 492-5139

#### ■ 身体障害者・知的障害者向け

清瀬市社会福祉協議会 相談支援事業所  
(清瀬市障害者福祉センター)

上清戸1-16-62

TEL: 495-5513

FAX: 495-5514

#### ■ 精神障害者向け

地域生活支援センター どんぐり

元町1-13-24

TEL: 495-5110

FAX: 493-0274

#### ■ 就労のこと

清瀬市障害者就労支援センター  
ワークル・きよせ

元町1-9-14

TEL: 495-0010

FAX: 495-0011

#### ■ 子どものこと

清瀬市子どもの発達支援・交流センター  
とことこ

竹丘1-15-8

TEL: 495-3030

FAX: 495-3031

#### ■ 権利擁護に関すること

きよせ権利擁護センター あいねっと

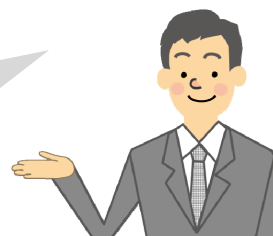
下清戸1-212-4

コミュニティプラザひまわり2F

TEL: 495-5573

FAX: 495-5335

他にも、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生・児童委員等が相談をお受けします。



# みんなが えがおで 暮らせるために

## － 清瀬市第4期障害福祉計画 －

### － 目 次 －

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. これまでの流れと計画の改定に向けて .....	1
2. 近年の流れ .....	2
3. 障害福祉計画の位置づけ .....	3
4. 計画の対象者 .....	3
5. 新計画の期間について .....	4
<b>第2章 清瀬市の障害のある方の現況と課題</b> .....	5
1. 障害のある方の現況 .....	6
(1) 手帳所持者数等 .....	6
(2) 難病患者等の数 .....	10
(3) 児童・生徒の状況 .....	10
2. 一般会計決算（予算）における民生費の割合 .....	11
3. サービス状況整備マップ .....	12
4. 障害福祉サービス事業所数と定員数 .....	14
5. アンケート調査及びヒアリング調査から見える課題 .....	15
<b>第3章 重点施策と成果目標</b> .....	19
1. 第3期障害福祉計画（平成24～26年度）で掲げた重点施策と進捗 .....	19
2. 第3期障害福祉計画（平成24～26年度）の数値目標の達成状況 .....	21
(1) 施設入所者の地域生活への移行 .....	21
(2) 福祉施設からの一般就労への移行 .....	22
(3) 就労移行支援事業の利用者数 .....	22
(4) 就労継続支援A型を利用する人の割合 .....	23
3. 第4期障害福祉計画（平成27～29年度）における重点施策 .....	24

4. 第4期障害福祉計画（平成27～29年度）の成果目標	25
（1）施設入所者の地域生活への移行促進（継続）	25
（2）精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）	26
（3）地域生活支援拠点等の整備（新規）	26
（4）福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）	26

## 第4章 障害福祉サービス等の充実

1. 訪問系サービス	28
（1）サービス内容	28
（2）第3期の利用実績値	29
（3）第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策	29
2. 日中活動系サービス（介護給付）	30
（1）サービス内容	30
（2）第3期の利用実績値	31
（3）第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策	32
3. 日中活動系サービス（訓練等給付・自立訓練）	33
（1）サービス内容	33
（2）第3期の利用実績値	33
（3）第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策	34
4. 日中活動系サービス（訓練等給付・就労系サービス）	34
（1）サービス内容	34
（2）第3期の利用実績値	35
（3）第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策	35
5. 居住系サービス	36
（1）サービス内容	36
（2）第3期の利用実績値	37
（3）第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策	37
6. 障害児支援体制の整備（新規）	38
（1）サービス内容	38
（2）第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策	38
7. 相談支援	39
（1）サービス内容	39
（2）第3期の利用実績値	40
（3）第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策	40



8. その他	41
(1) 補装具費の支給	41
(2) 自立支援医療	41

## 第5章 地域生活支援事業 42

1. 理解促進研修・啓発事業（新規）	42
2. 自発的活動支援事業（新規）	42
3. 相談支援事業	42
(1) 障害者相談支援事業	42
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業（新規）	43
(3) 地域自立支援協議会の活用	44
(4) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	45
4. 成年後見制度利用支援事業	45
5. 成年後見制度法人後見支援事業（新規）	46
6. 意思疎通支援事業	47
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	47
7. 日常生活用具給付等事業	48
8. 手話奉仕員養成研修事業（新規）	49
9. 移動支援事業	49
10. 地域活動支援センター機能強化事業	50
11. その他の事業	51

## 第6章 計画の円滑な運営に向けて 53

1. 計画の円滑な運営に向けて	53
(1) 法制度等、新しい動きに対する適切な対応	53
(2) 障害福祉の対象者やサービスの普及啓発	53
(3) サービス利用者の権利を守るために	53
(4) サービスの質の確保	54
2. 計画の進行管理	55
(1) 『保健福祉総合計画』における評価と地域自立支援協議会の役割	55

<b>第7章 附属資料</b> .....	56
1. 設置要綱.....	56
2. 計画策定委員会委員名簿.....	57
3. 計画策定委員会開催概要.....	57
4. 用語集.....	58

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. これまでの流れと計画の改定に向けて

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、全国の都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、国では、国連が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革の動きがあり、平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

また、平成 23 年 7 月には「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

さらに、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、新たなサービス提供体制として平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。目的規定においては、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする新たな基本理念が法律に規定されました。そして、障害者の範囲に難病等が加わるとともに、平成 26 年 4 月からは重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大などが行われています。

平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成 28 年 4 月に施行される予定です。

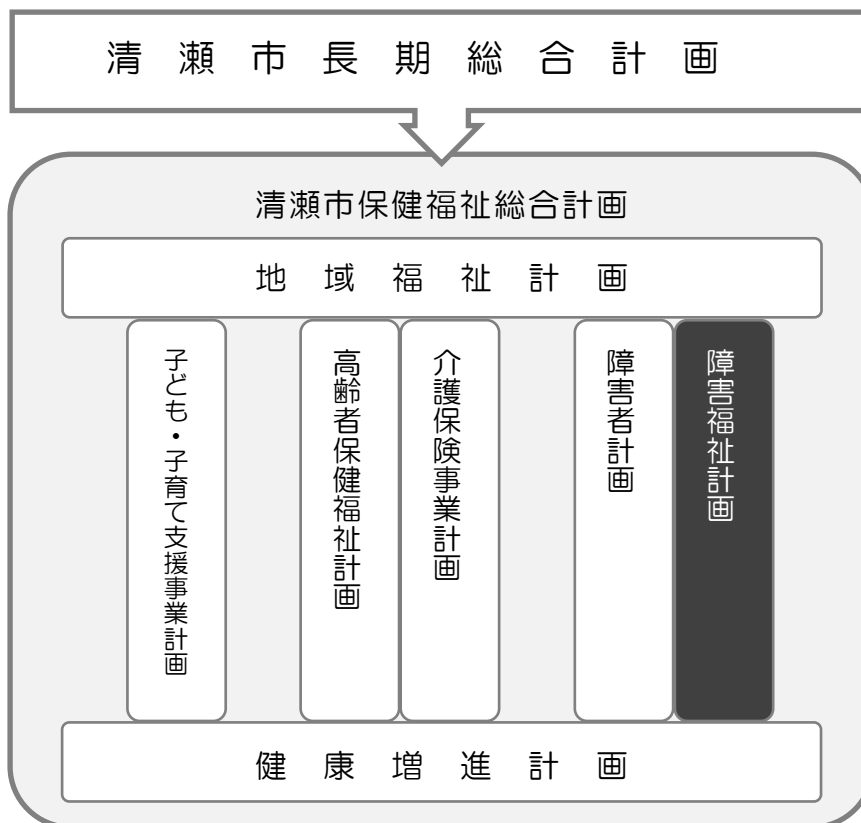
本市においては、平成 26 年度で現行の「清瀬市第 3 期障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、これらの障害者制度改革の動向や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、平成 27 年度から 29 年度までの「清瀬市第 4 期障害福祉計画」を策定し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持・発展させてまいります。

## 2. 近年の流れ

<p>2005年 (平成17年)</p>	<p>◆「障害者自立支援法」の成立 …障害者の自立した生活を実現するため、必要な障害福祉サービス等の支援をうたう。</p>
<p>2006年 (平成18年)</p>	<p>◆「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正 …精神障害者保健福祉手帳所持者も障害者雇用率の中に算定する。</p> <p>◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の施行 …建築物と道路・駅などの交通施設におけるバリアフリー施策を総合的・一体的に推進。これにともない、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」は廃止。</p> <p>◆「障害のある人の権利に関する条約」が国連総会において採択される。 …すべての人に保障されている普遍的な人権を障害があるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めた。</p>
<p>2010年 (平成22年)</p>	<p>◆「障害者自立支援法等の一部を改正する法律」の成立 …「発達障害」を福祉サービスの対象とする。 …平成24年4月から負担の方式を、「応益負担」から、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと変える。</p>
<p>2011年 (平成23年)</p>	<p>◆「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 …障害者の定義に自閉症など「発達障害」を含むことを明記。就職や教育などのあらゆる機会での差別を禁じた国連の「障害者の権利条約」批准に向けた国内法の整備を目指す。</p> <p>◆「障害者虐待防止法」の成立 …家庭や施設、勤務先で虐待を発見した人に通報を義務付け、自治体などに調査や保護を求める。 …通報先は市町村とし、市町村は家族の相談や支援にあたる「市町村虐待防止センター」を設置する。</p>
<p>2012年 (平成24年)</p>	<p>◆「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立 …平成25年4月から新たなサービス提供体制として「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となる。障害者の範囲に難病等が追加され、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大を図る。</p> <p>◆「障害者優先調達推進法」の成立 …障害者就労施設等の受注の機会を確保し、需要の増進を図る。</p>
<p>2013年 (平成25年)</p>	<p>◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の成立(一部を除き平成28年4月施行) …行政機関や民間事業者における、障害を理由とする差別的取扱い等の禁止、合理的配慮の不提供の禁止等を定める。</p> <p>◆「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正 …障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等を定める。 …法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加する。</p>
<p>2014年 (平成26年)</p>	<p>◆障害者権利条約の批准 …2006年12月、国連総会で障害者権利条約が採択されてからおよそ7年、2014年1月20日、障害者権利条約を批准する。</p>

### 3. 障害福祉計画の位置づけ

- この計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」にあたるもので、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」が障害のある方を支援する基本的な施策を定めたものであるのに対して、障害者施策を推進するための障害福祉サービスや就労支援などの具体的な取り組みを定めるものです。
- この計画は、「清瀬市長期総合計画」をはじめとする関連する市の他の諸計画や、障害者基本法など障害のある方を巡る国の諸計画・法制度とも整合性を持つものです。

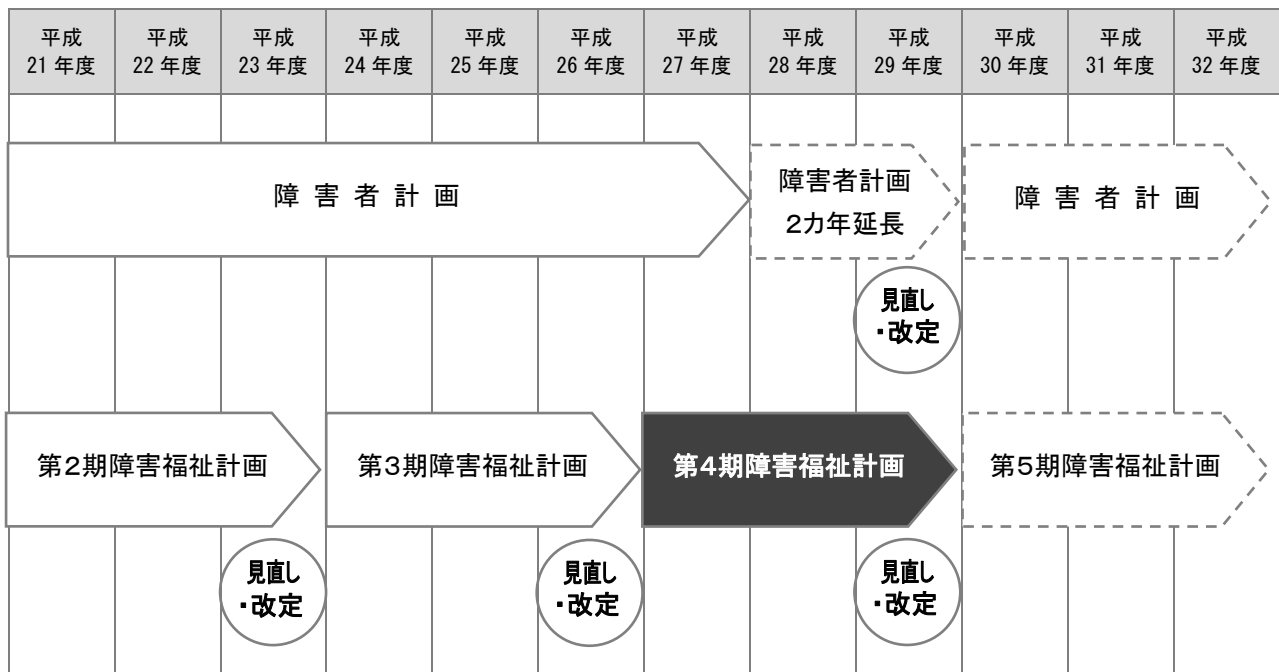


### 4. 計画の対象者

- この計画は、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、その他の心身の障害があるため日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方を計画の対象とします。

## 5. 新計画の期間について

- 「清瀬市第3期障害福祉計画」は、平成26年度を目標年度として数値目標を設定していました。
- 今回策定した「清瀬市第4期障害福祉計画」では、引き続き平成27年度から平成29年度までの3年間の指定障害福祉サービス等の量の見込み及びその確保策等について定めます。
- 上位計画である「障害者計画」は、平成21年度から平成27年度までの7年間の計画期間としていましたが、障害福祉計画の見直しに合わせるため、平成28年度から2カ年延長し平成29年度に見直し・改定を行います。



## 第 2 章 清瀬市の障害のある方の現況と課題

### 〔障害者（児）の実態〕

- 平成 26 年度の清瀬市の総人口は平成 21 年度から 735 人増加しています。障害者手帳の所持者数も身体障害・知的障害・精神障害のすべてで微増しています（6 ページ）。
- 身体障害者（身体障害者手帳所持者）について、肢体不自由が 5 割で過半数を占め、心臓障害、腎臓障害、膀胱・直腸障害が増加しています（7 ページ）。等級別で見ると、1 級が 32.6%（800 人）ともっとも多くなっています。内部障害と視覚障害は 1 級、肢体不自由は 4 級、聴覚障害は 6 級がもっとも多くなっています（7 ページ）。年齢別にみると、65 歳以上が約 7 割を占めています（9 ページ）。
- 知的障害者（「愛の手帳」所持者）について、等級別で見ると、4 度が 41.3%（185 人）ともっとも多くなっています（8 ページ）。年齢別にみると、0～6 歳未満と 40～64 歳は増加傾向にあります（9 ページ）。
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）について、等級別で見ると、2 級が 61.3%（407 人）ともっとも多くなっています。また、2 級と 3 級は増加傾向にあります（8 ページ）。
- 難病患者等（難病医療費等助成認定者）について、平成 23 年度の 738 人から平成 24 年度 711 人と微減しています（10 ページ）。
- 市内の通級指導学級・特別支援学級に通う子どもは増加傾向にあります。小学生は 68 人、特別支援学級の中学生は 16 人、合計 84 人となっています（10 ページ）。市内及び市外の特別支援学校在籍者は、小学生が 37 人、中学生が 29 人、高校生が 47 人、合計 113 人です（11 ページ）。

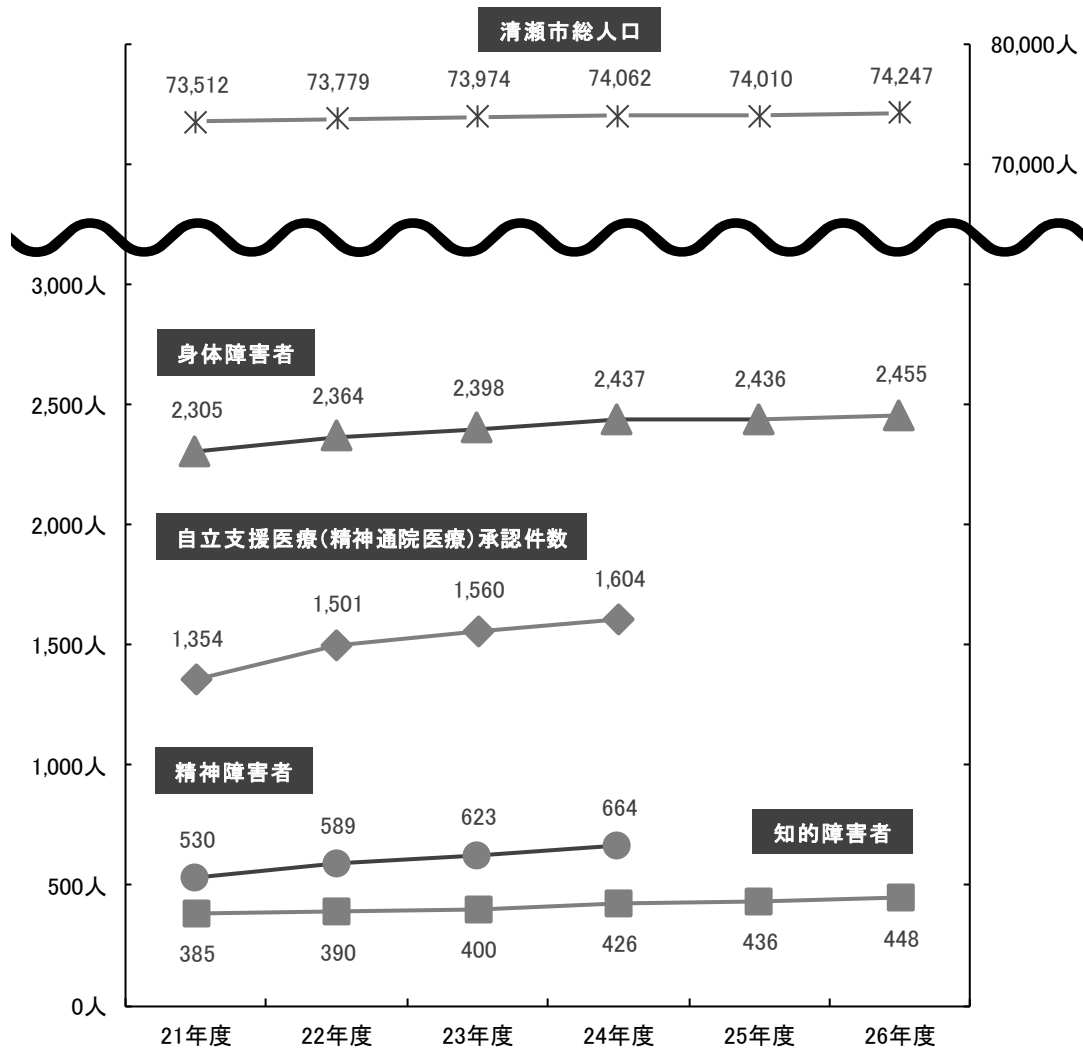
### 〔財政状況及び障害福祉サービス事業所の整備状況〕

- 財政状況について、一般会計決算における民生費の割合は年々増加しています。平成 20 年度から比べると、約 10%増加しています（11 ページ）。
- 障害福祉サービス事業所の整備状況について、平成 29 年 4 月までの開設予定を含めると、共同生活援助は 12 事業所、居宅介護 10 事業所、重度訪問介護、生活介護、計画相談はともに 9 事業所、就労継続支援（B 型）7 事業所、放課後等デイサービス 6 事業所となっています。一方、保育所等訪問支援と日中一時支援・緊急一時保護については 1 事業所となっています（14 ページ）。

# 1. 障害のある方の現況

## (1) 手帳所持者数等

〔障害者手帳所持者数等の推移〕



※身体・知的障害者数は、各年度4月1日時点の登録者数

※精神障害者の手帳は2年ごとの更新のため、当該年度の数は前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神保健福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）

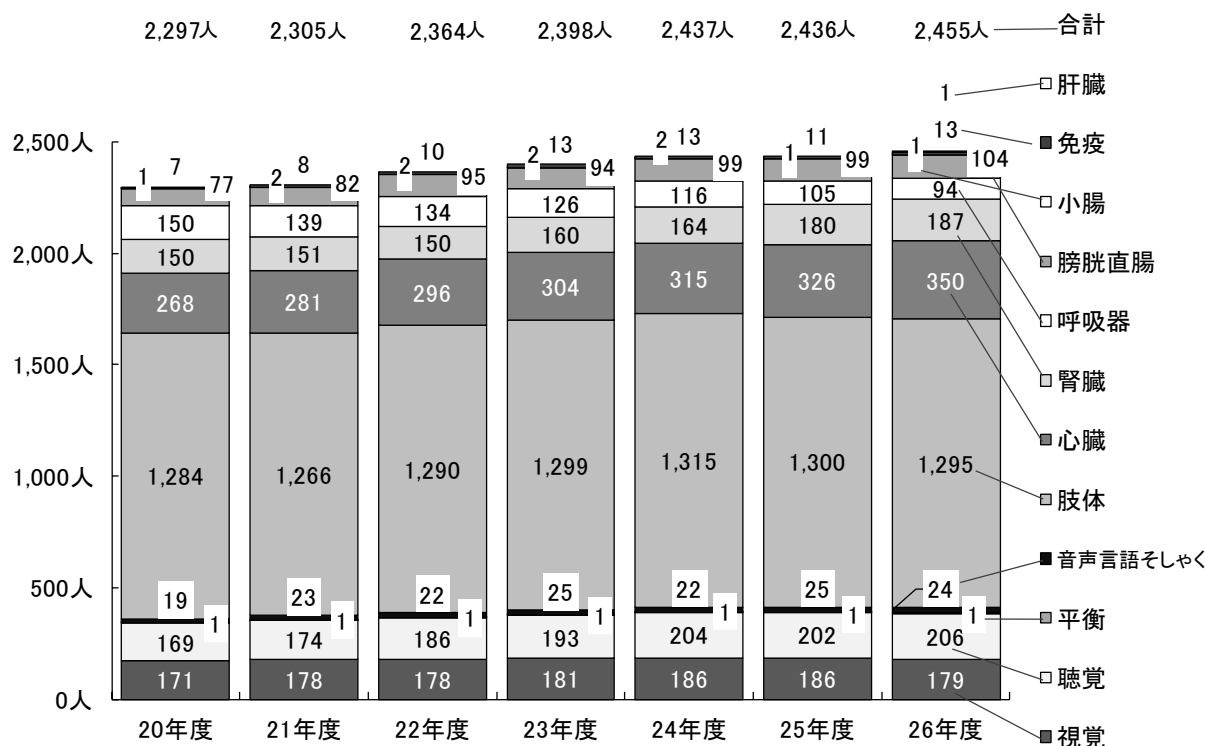


### 障害者総合支援法のサービス対象者について

清瀬市の各種障害者手帳所持者等の推移を掲載しましたが、障害者総合支援法では手帳をもっていない方でも、支援が必要な場合はサービスを受けることができます。清瀬市にも手帳はもっていないけれども支援の対象となる方がいます。



〔身体障害者・障害種別の推移〕



※各年度 4 月 1 日時点の登録者数  
 ※複数障害のある場合、主障害のみを算定  
 ※肝臓機能障害は平成 22 年 4 月 1 日より認定

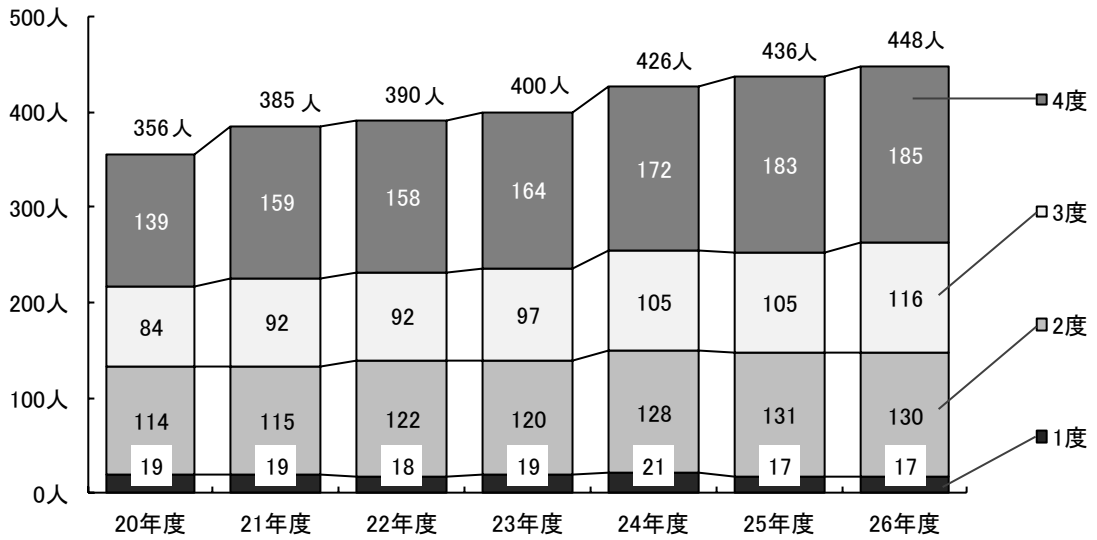
〔身体障害者・障害種別・等級別〕

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	47	42	17	28	32	13	179
聴覚	9	54	21	54	0	68	206
平衡	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく	0	2	12	10	0	0	24
肢体	266	322	211	323	117	56	1,295
心臓	268	1	41	40	0	0	350
腎臓	184	0	2	1	0	0	187
呼吸器	19	2	55	18	0	0	94
膀胱・直腸	2	0	8	94	0	0	104
小腸	0	1	0	0	0	0	1
免疫	5	3	4	1	0	0	13
肝臓	0	1	0	0	0	0	1
合計	800	428	371	569	150	137	2,455

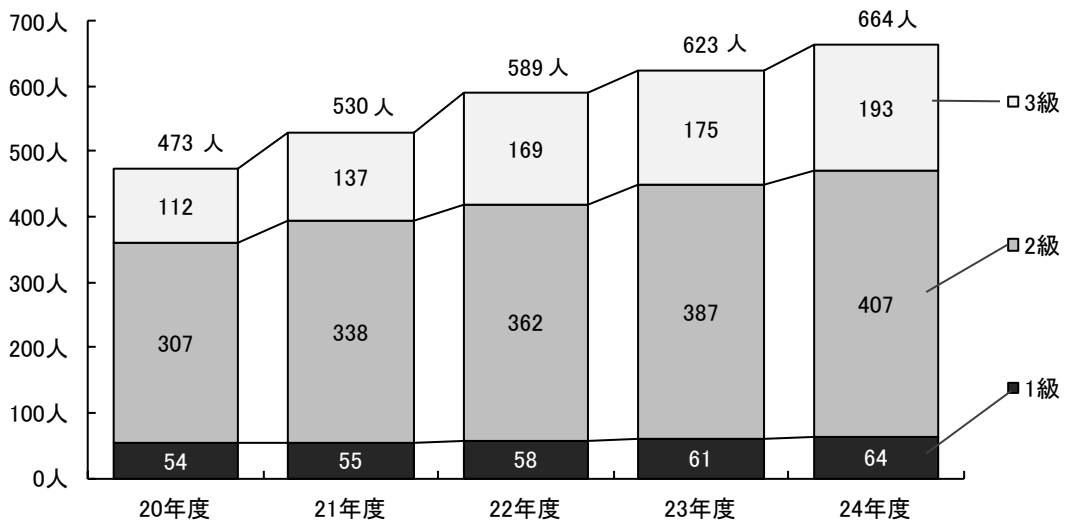
※平成 26 年 4 月 1 日現在の登録者数

[知的障害者・等級別認定者数の推移]



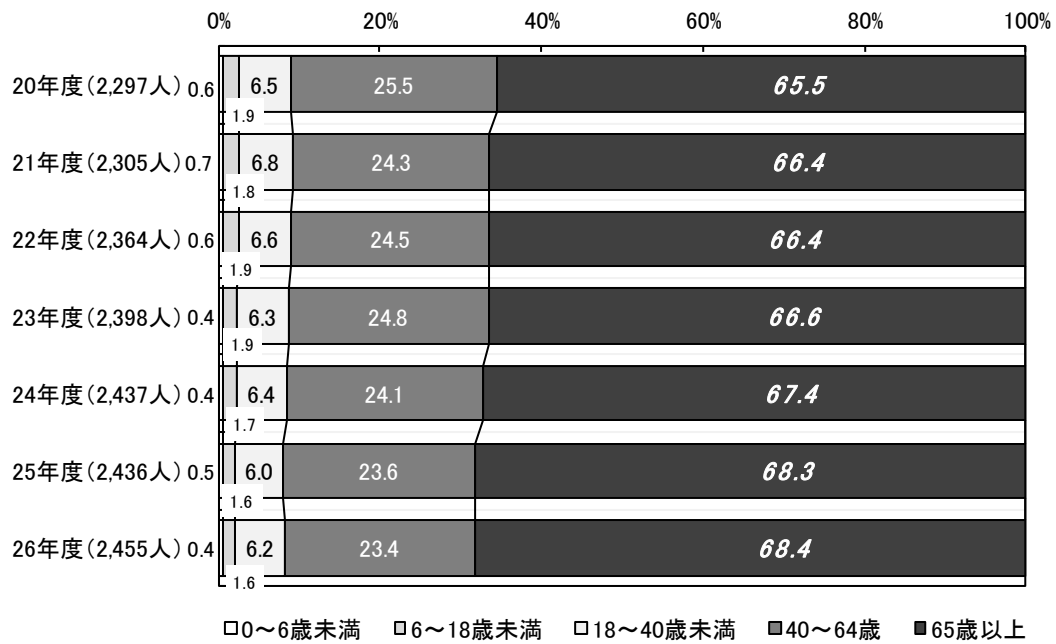
※各年度4月1日時点の登録者数

[精神障害者・等級別認定者数の推移]



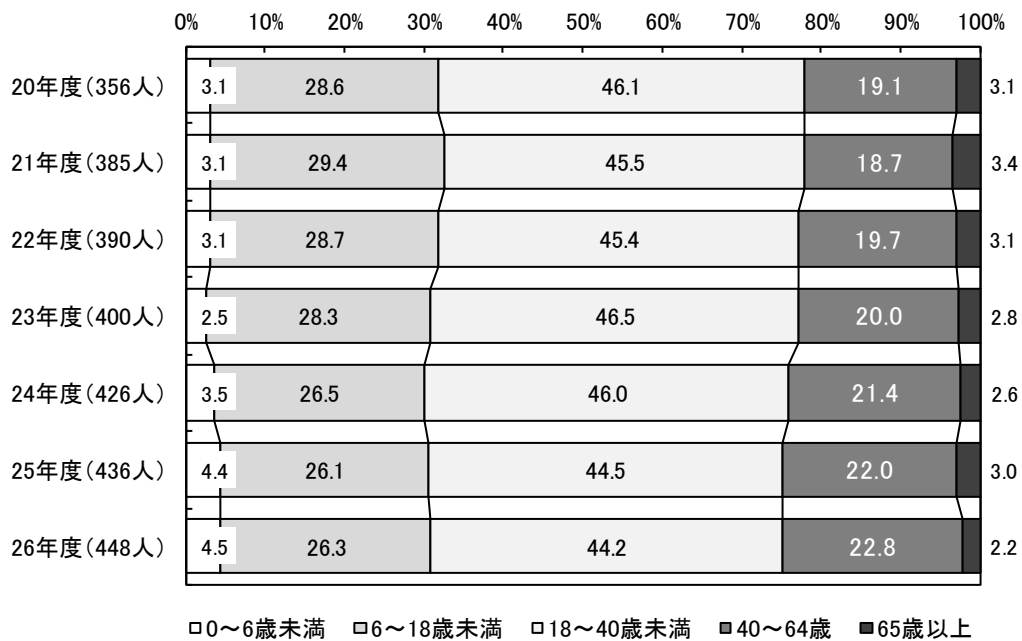
※精神障害者の手帳は2年ごとの更新のため、当該年度の数は一前年度と前々年度の交付件数を合計して推計値としている（資料：「精神保健福祉の動向」東京都立多摩総合精神保健福祉センター編）

[身体障害者・年齢別の推移]



※各年度4月1日時点の登録者数

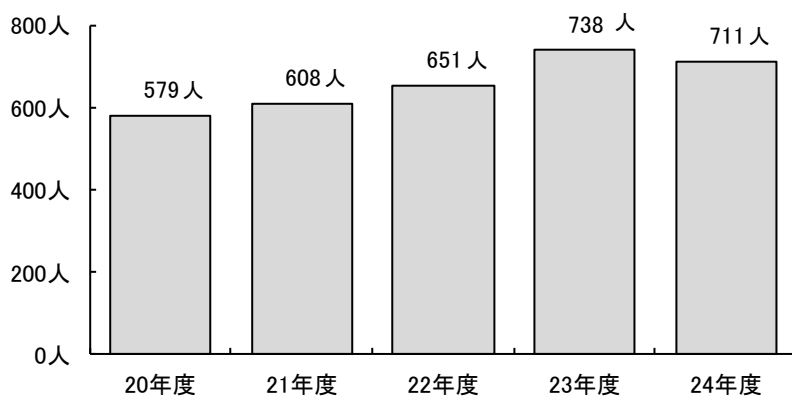
[知的障害者・年齢別の推移]



※各年度4月1日時点の登録者数

## (2) 難病患者等の数

〔難病等医療費助成認定者〕

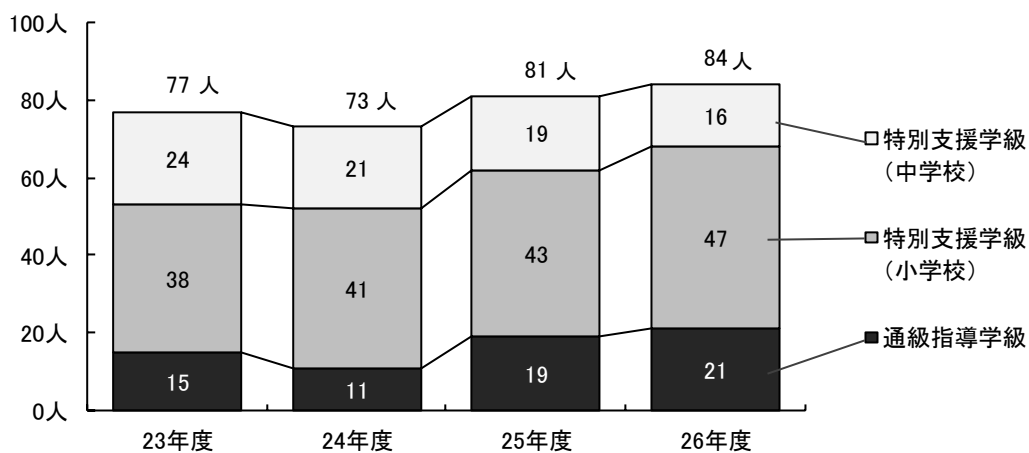


※各年度3月31日現在

※東京都福祉保健局「年報」衛生統計年報編：特殊疾病認定患者数

## (3) 児童・生徒の状況

〔通級指導学級・特別支援学級の児童・生徒数の推移〕



〔通級指導学級・特別支援学級の児童・生徒数〕

(単位:人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
清瀬小学校*1	2	0	3	6	5	3	19
清瀬第七小学校*1	3	7	3	5	8	2	28
清瀬第八小学校*2	1	4	5	6	2	3	21
合計	6	11	11	17	15	8	68

	1年	2年	3年	合計
清瀬中学校*1	6	7	3	16

小中合計	84
------	----

※平成26年5月1日現在

\*1：特別支援学級

\*2：通級指導学級

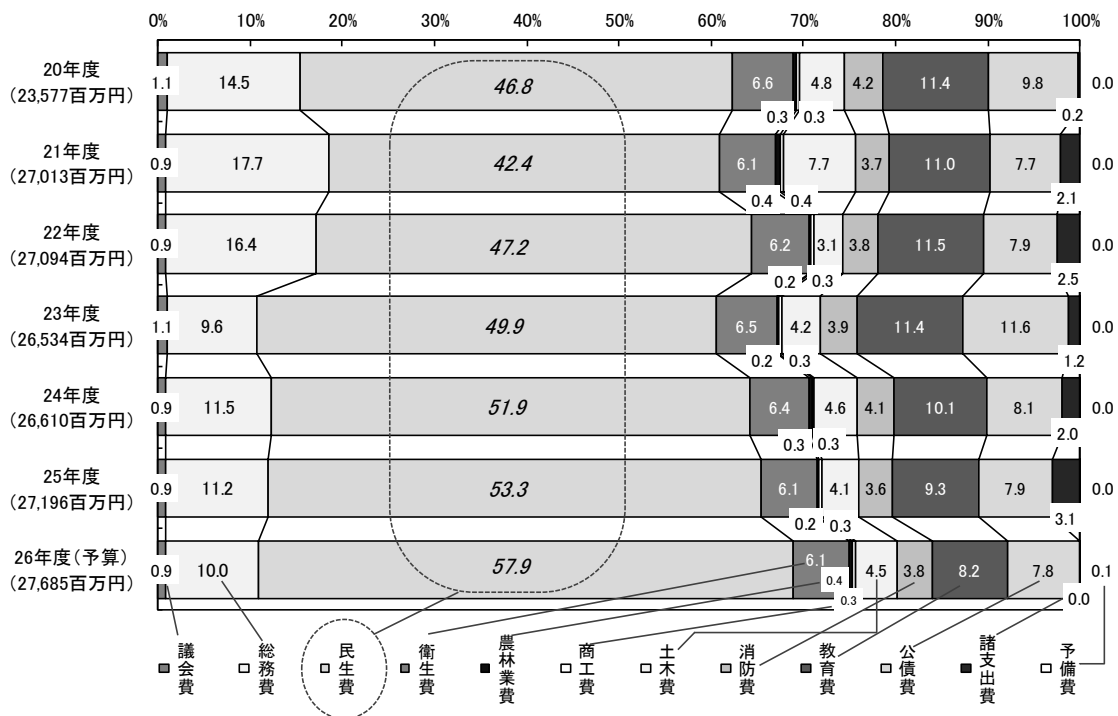
〔市内・市外特別支援学校の児童・生徒数〕 (単位:人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学生	8	7	4	4	5	9	37
中学生	7	9	13				29
高校生	18	17	12				47
合計	33	33	29	4	5	9	113

※平成 26 年 10 月 1 日現在 障害福祉課調べ

## 2. 一般会計決算（予算）における民生費の割合

〔民生費の割合の推移〕



### コラム

#### 障害者施策にどのくらいの予算が使われていますか？

清瀬市の財政は平成 26 年度の当初予算で約 277 億円の歳出を見込みました。そのうち民生費は全体の 57.9%にあたる約 160 億円です。民生費には主に子育て支援に係る経費、高齢者支援に係る経費、生活保護費等が含まれ、平成 26 年度においては、**障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等と相談支援事業等の合計は約 15 億円**となっています。民生費の他に投票所や施設建設・改築時のバリアフリー等については、総務費、土木費等の予算で組まれています。

### 3. サービス状況整備マップ

居…居宅介護	生…生活介護	放…放課後等デイサービス
重…重度訪問介護	施…施設入所支援	保…保育所等訪問支援
同…同行援護	共…共同生活援助	日…日中一時支援・緊急一時保護
行…行動援護	自…自立訓練(機能訓練)	計…計画相談
移…移動支援	労…就労移行支援	相…地域活動支援センター・相談支援
サ…生活サポート	就…就労継続支援(B型)	就…就労支援センター
短…短期入所	発…児童発達支援	

#### 地域生活支援センター どんぐり



元町1-13-24  
☎042-495-5110  
受付時間：  
月～金曜日  
9:00～20:00  
土曜日  
13:00～20:00

地域で生活する主に精神障害者の日常的な相談に応じています。サービス等利用計画も作成します。創作活動等の提供や、社会との交流の促進等を行っています。

精神障害者向け

#### 子どもの発達支援・交流センター とことこ

子どものこと



竹丘1-15-8  
☎042-495-3030  
受付時間：  
月～金曜日 9:30～17:00  
(12:00～13:00除く)

本人(0～18歳)やお子さんの発達に不安を持つご家庭とその関係者を対象に支援を行っています。

##### ■相談支援

専門分野のスタッフが相談をお受けします。サービス等利用計画も作成します。

##### ■発達支援

- ・専門発達支援 (0～18歳のご本人)
- ・通園支援 (3～6歳のお子さん)
- ・母子支援



##### ■地域支援

- ・巡回相談
- ・研修・講座、講師の派遣
- ・関係機関との連携



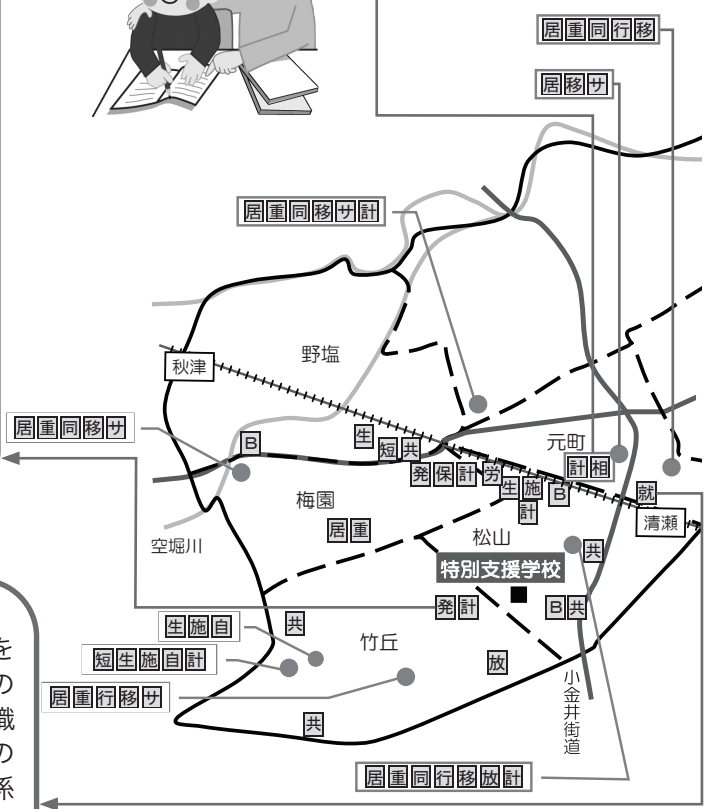
#### 障害者就労支援センター ワークル・きよせ



元町1-9-14  
☎042-495-0010  
受付時間：  
月～金曜日  
9:00～17:00

障害者が地域で自立して生活をするために、就労支援、職場の開拓、求職活動支援、準備訓練、職場実習、職場定着支援、離職時の調整や再チャレンジの支援、関係機関との連絡調整や日常生活上の問題に関する相談を行いながら、障害者の働きたいという気持ちを応援します。

就労のこと



市役所 障害福祉課

手帳やサービス  
障害者制度全般  
のこと

中里5-842  
☎042-497-2072 (庶務係)  
☎042-497-2073 (障害福祉係)  
受付時間: 月～金曜日  
8:30～17:15



障害者制度全般  
虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐために、障害者虐待防止センターを設置しています。

身体・知的  
障害者向け

障害者福祉センター  
(清瀬市社会福祉協議会)

身体障害者を対象とした生活介護事業と機能訓練事業、知的障害者を対象とした生活介護事業、さまざまな障害をお持ちの方の余暇活動を支援する地域活動支援センター、心身障害児の放課後等デイサービス事業などを実施しています。

- 身体障害者 生活介護事業 (のぞみ生活介護事業所)
- 身体障害者 機能訓練事業
- 知的障害者 生活介護事業 (清瀬ひまわり園)
- 地域活動支援センター事業
- 放課後等デイサービス事業 (学童クラブのびのび)
- ショートステイ (日中一時支援・緊急一時保護・短期入所)
- 同行援護事業 ■移動支援 ■生活サポート
- 入浴サービス事業



上清戸1-16-62  
☎042-495-5511  
受付時間:  
月～金曜日  
8:30～17:00

■清瀬市社会福祉協議会 相談支援事業  
主に身体や知的の障害をお持ちの方とご家族を対象に、生活上の困りごとや福祉サービスの利用に関する相談支援を行っています。サービス等利用計画も作成します。

当センター内(受付時間はセンターと同様)  
☎042-495-5513



きよせ権利擁護センター あいねっと

下清戸1-212-4  
コミュニティプラザひまわり2階  
(清瀬市社会福祉協議会)  
☎042-495-5573  
受付時間: 月～金曜日 8:30～17:00



高齢者や知的障害・精神障害などのある方が、住みなれた地域の中で安心して暮らせるようお手伝いをします。

- 成年後見制度
- 地域福祉権利擁護事業
- 福祉法律専門相談
- 成年後見専門相談
- 福祉サービスに関する苦情相談
- 後見人サポート
- 市民向けセミナー、出前講座

権利擁護  
のこと

## 4. 障害福祉サービス事業所数と定員数

〔地域別事業所数と定員数〕

	合計	上清戸	元町	中清戸	下清戸	中里	野塩	松山	竹丘	梅園
居宅介護	10		2	1	1	2		1	1	2
重度訪問介護	9		1	1	1	2		1	1	2
同行援護	6	1	1		1	1		1		1
行動援護	3		1					1	1	
短期入所	6 (24)	1 (2)					3 (4)		1 (8)	1 (10)
生活介護	9 (375)	2 (51)			2 (40)		1 (34)	1 (40)	2 (150)	1 (60)
施設入所支援	4 (250)							1 (30)	2 (160)	1 (60)
共同生活援助	12 (99)			2 (19)	1 (14)		4 (25)	2 (22)	3 (19)	
自立訓練(機能訓練)	2 (26)	1 (6)							1 (20)	
就労移行支援	1 (20)							1 (20)		
就労継続支援B型	7 (171)	1 (10)		2 (20)			1 (39)	2 (90)		1 (12)
計画相談	9	1	1		1	1		2	2	1
児童発達支援	2 (40)								1 (10)	1 (30)
放課後等デイサービス	6 (60)	1 (10)			1 (10)			1 (10)	2 (20)	1 (10)
保育所等訪問支援	1									1
移動支援	8	1	2		1	1		1	1	1
生活サポート	6	1	1		1	1			1	1
日中一時支援・緊急一時保護	1 (2)	1 (2)								
地域活動支援センター・相談支援	2	1	1							
就労支援センター	1		1							
合計	105	12	11	6	10	8	9	15	19	15

※平成26年10月現在の障害福祉課が把握している平成29年4月までの開設予定の事業所を含む

※( )内は、定員数

○上記は清瀬市内のサービス事業所の整備状況ですが、実際には市外の事業所を利用している方もいます。



## 5. アンケート調査及びヒアリング調査から見える課題

障害福祉計画の策定にあたり、市内 35 の障害者団体及び各事業所を対象にアンケート調査を実施し(うち 21 団体等が回答)、4 事業所を対象にヒアリング調査を行いました。

その結果、障害のある方の施策について、広く意見が挙げられましたが、ここでは、障害福祉計画にかかわる事項をまとめています。

### ◆ 乳幼児期の課題

- 障害の早期発見と早期療育につなげていくことが重要である。
- 相談のしやすい環境が整い、ハードルは低くなってきているが、そのハードルをさらに低くして、子どもへの支援に加えて、障害の受容が難しい親、診断を受けることに抵抗がある親、不安を抱えている親への支援も一体的に取り組んでいく必要がある。
- 子どもの発達支援・交流センターの巡回指導は、現場の先生が障害の特性や接し方を理解し、対応する力を向上させる効果があるので、今後、さらに巡回指導の充実を図ることが重要である。
- 子どもの発達支援・交流センターを中心に、きめ細かく継続的な支援をするために、人材等の確保を検討していく必要がある。

### ◆ 学齢期の課題

- 放課後等デイサービスはニーズに対応できるよう、事業所の数の充足を図るとともに、サービスの質(例えば、障害の重い子どもに対応できるなど)も充実させることが重要である。
- 子どもの生活を支えていくためには、学校(教育)と福祉の連携、相互理解、共通認識をもつことが大切である。

### ◆ 成人期の課題

- 働く場所や日中活動の場を確保するために、身近な地域に働く場をつくったり、職場開拓等をすすめる必要がある。
- 地域で生活するためには居住の場のさらなる整備が必要との声が多くあがっている。
- 余暇活動の場が少ないという声がある。余暇活動の場の充実を図り、生活の質を向上させるための環境づくりを推進していくことが求められている。

- 学校を卒業後、離職、引きこもり等でつながりの切れてしまった人の支援も課題となっている。
- 交通事故・脳卒中等による中途障害者の支援が求められている。特に医療（病院）から福祉（地域生活）への橋渡しが大切である。

#### ◆ 地域社会で安心した暮らしをするための課題

- 乳幼児期～小学・中学・高校生期～成人期に至るまで一貫して、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を構築していく必要がある。
- いつでも気軽に相談ができ、必要な情報や支援が受けられるように、相談体制の強化が重要である。今後は、日常的な見守りや相談支援ができる人、地域における身近な相談機関、ネットワークを活用した専門的課題への対応ができる中核的機関（基幹相談支援センター）といった重層的な相談支援体制の確立が必要である。
- 移動支援、同行援護については、必要なときに使えているかの把握を行う必要がある。
- 介護者に何かあったときなどのために、短期入所についてはさらなる整備が必要である。日中一時支援については、事業所が1事業所しかないのが課題であり、ニーズに対応できる整備が必要である。
- 障害のある子どもの親にとって、“親亡き後”の子どもの財産管理や身上監護は不安の一つである。成年後見制度の周知、利用促進の啓発を推進していく必要がある。また、コミュニケーション能力の低い障害のある方にとって、障害に理解のある後見人等が求められている。
- 当事者の参加・協力を得て、災害時の避難所開設マニュアル、福祉マップの検証等が必要である。

#### ◆ 障害者理解等に関する課題

- 地域における障害者理解を深めるため、各事業所等では啓発活動に取り組んではいるが、個々での取り組みでは限界がある。今後は行政も含め、事業者、関係団体が一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

#### ◆ 今後、市に期待すること(課題)

- 障害のある方の高齢化、介護者の高齢化を見通した課題に対応する必要がある。
- 高次脳機能障害者の把握をするとともに、障害についての知識・理解の普及や家族への支援、受入施設の調整、就労への支援等が求められている。

Q

65歳以上でサービスを受けることはできますか？



A

現行の法制度では、それぞれの法律が目的に基づいてサービスを定めるために、高齢者であり障害のある方でもある、といったように、**制度どうしが重なる範囲**が出てきます。

障害のある方についても、65歳以上の方及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、介護保険法の特定疾病に該当する方は、介護保険の被保険者となることから、原則として、まず要介護認定等を受けて、**介護保険サービスを優先的に受ける**こととなります。

しかし、介護保険サービスにない障害福祉サービスが必要な方や、これまで障害福祉サービスを受けていた方が介護保険サービスを受けることになっても、引き続き障害福祉サービスが必要な場合は、内容によって両方のサービスを受けることができますので、詳しくは障害福祉課にご相談ください。

ライフステージや障害の種類にかかわらず、切れ目のないサービスを提供します。





グループホームでは、一日をどのように過ごしていますか？

◆知的障害者グループホーム

女性Aさん(30歳代)一般企業に就労

- 高校を卒業してからずっと同じ会社で働いています。
- 月・火・木・金はグループホームに泊まり、水、土、日は実家に帰ります。




- am 6:00 起床・朝食
  - ・1人で起きてお仕事へ行く支度
  - ・食事(朝は別々に食べます)
- am 7:00 グループホームを出発
  - ・電車で通勤(2回乗継)
- am 8:30 すぎ 会社到着 
- am 9:00 お仕事開始(食堂勤務)
  - ・午前中はサラダづくり
  - ・お昼は忙しい
  - ・2:00ごろから片付け
- pm 3:45 お仕事終了
  - ・電車で帰宅(2回乗継)
- pm 6:00 グループホーム到着
  - ・洗濯やお風呂
- pm 7:00 みんなで夕食
  - ・食後はみんなでリビングのテレビをみたり…
  - ・短期入所で新しい人が来るとゲーム(トランプやオセロ)をする
  - ・楽しい番組(バラエティ)やドラマが好き!
  - ・個別にお部屋でゲームをする
- pm 9:00~10:00 就寝 

- ・グループホームでの生活は楽しいです。
- ・みんな仲良し、いないと寂しいです。
- ・グループホームに入居して、自分一人ですることが増えました。
- ・お料理をお手伝いします。
- ・恥ずかしがり屋でしたが、みんなのまとめ役になりました。

◆精神障害者グループホーム

男性Bさん(60歳代)

- 土・日・祝日以外は毎日デイケア
- 月に一度、日曜日に実家に日帰りします。
- 30歳ごろから病院に入院していた。
- 病院からの紹介で入居しました。

- am 5:00 起床
  - ・散歩(コンビニ)10分
  - ・コーヒーを購入
  - ・テレビ
- am 7:00 食事 
- デイケアへ出発(週5日)
  - ・バスを乗り継いで〇〇2丁目下車
  - ・〇〇病院へ
  - ・ハンドメイド
  - ・カラオケ
  - ・男の料理
  - ・クリスマス実行委員(演奏・ビンゴ・プレゼント交換)
- pm 2:00~3:00 グループホーム到着
  - ・洗濯やお風呂(男性は月・水・金曜日)
  - ・テレビ
- pm 6:00 夕食
  - ・テレビ(今は日本シリーズを観ています)
- pm 8:00~8:30 就寝(眠剤服用)   


- ・グループホームやデイケアでの生活は楽しいです。
- ・カラオケでよく歌います。
- ・デイケアではクリスマス実行委員に立候補しました。
- ・趣味で刺し子をしています。
- ・お金は毎週月曜日に6,000円をおろし、自分で管理しています。

## 第 3 章 重点施策と成果目標

### 1. 第 3 期障害福祉計画（平成 24～26 年度）で掲げた重点施策と進捗

#### 重点施策

1

#### 地域自立支援協議会を中心とした相談体制の充実と権利擁護体制・施策の強化

平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の一部改正が行われ、「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月から施行されるなど、障害のある方の権利擁護体制や施策の一層の強化がされていくことから、地域自立支援協議会※の機能を活用して、関係機関の協力体制の強化や専門相談機関の増加、対応の充実が必要です。

※「地域自立支援協議会」については 44 ページをご覧ください。

#### 【 第 3 期計画期間における開催状況 】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
協議会開催数		2 回	2 回	2 回
専門部会開催数	地域生活部会	4 回	1 回	5 回
	子ども部会	2 回	2 回	3 回
	社会資源部会 (平成 24 年度まで)	2 回	—	—
	相談支援部会 (平成 25 年度から)	—	3 回	4 回

※平成 26 年度は予定も含む

#### 【 評価 】

平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障害福祉課に虐待防止センターを設置し、清瀬市虐待防止マニュアルと市民配布用リーフレットを作成しました。また、市医師会・東村山警察署・地域包括支援センター・子ども家庭支援センターなど関係機関への周知、市内通所施設等での説明会、広報等により普及・啓発を行い、障害者虐待の予防、早期発見に努めました。成年後見制度や金銭管理等の支援は、きよせ権利擁護センターと関係機関が連携していますが、利用者は微増にとどまっています。平成 24 年 4 月から、計画相談支援・障害児相談支援について、原則サービスを利用するすべ

ての障害のある方に対象が拡大しました。また、地域相談支援も個別給付化したことで相談支援体制が強化されています。これにともない、平成 25 年度に、地域自立支援協議会に相談支援の専門部会を設置し、サービス等利用計画が適切に作成されるよう、支援員の確保と相談支援の質の向上について話し合いが行われました。これら相談支援体制の充実を図るためにも、地域自立支援協議会の機能の活用が求められています。

**重点施策  
2**

**障害者や家族の高齢化と、それにもなうグループホーム等  
“居住の場”の一層の整備**

障害のある方や、介助・支援する家族の高齢化といった傾向は、本市においても顕在化しつつあります。このため、いわゆる“親亡き後”に、地域生活を続けるための方策、なかでも住まいの場について一層の整備を検討していく必要があります。

**【 第3期計画期間における状況 】**

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市内新規設置 グループホーム数	1 か所	3 か所	2 か所
市内・市外を 含めた利用者数	64 人	76 人	86 人

※平成 26 年度の設置数は 10 月 1 日時点（平成 24・25 年度はケアホームを含む）

※利用者数は各年度とも 10 月 1 日時点

**【 評価 】**

知的障害者対象のグループホームは平成 24 年度に 1 か所、平成 25 年度に 2 か所、平成 26 年度に 2 か所、精神障害者対象のグループホームは平成 25 年度に 1 か所が整備されたため、平成 26 年度までに見込んだ必要量が達成されています。今後も地域移行の推進と“親亡き後”も地域生活を続けるための方策を検討する必要があります。

**重点施策  
3**

**発達障害者や高次脳機能障害、難病患者等に対する支援施策**

平成 22 年 12 月の「障害者自立支援法」一部改正法の中で「発達障害」が法の対象の障害として明記されました。また、高次脳機能障害や難病患者等については啓発によって市民の理解を深める一方で、対象者に必要な障害福祉サービスが提供できるよう、国や都の動向を注視しながら計画的な整備を図っていくことが必要です。

## 【 評 価 】

18歳までの発達障害児については、平成21年に開設した子どもの発達支援・交流センターによる相談・療育・関係機関への支援・市民向け講演会の開催により、支援と啓発が広がっています。また、保育園等への巡回相談の成果が地域の支援力向上にもつながっています。成人期では、医療機関や当事者が集まり活動できる場について相談支援事業所等に相談が寄せられています。高次脳機能障害については、北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会による啓発がすすんでいます。診断を受けた後、速やかに介護保険及び障害福祉サービスにつなげるネットワーク体制の充実が求められています。

## 2. 第3期障害福祉計画（平成24～26年度）の数値目標の達成状況

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行においては、国・都から基準となる平成17年10月1日時点の施設入所者の30%以上を地域に移行するとの目標が示され、本市では以下のように目標値を設定しました。

項 目	目 標 値	実 績 値
【基準】平成17年10月1日時点の施設入所者数		89人
【目標値】地域生活移行者数 施設入所からグループホーム・ケアホームへ移行する人の数	27人 (30%)	19人 (21%)

※実績値は平成26年10月1日時点

## 【 評 価 】

入所者の高齢化による死亡や長期入院による退所により、入所者数は減少していますが新たに入所する方も若干みられます。施設入所からグループホームに移行した方は、平成24年度・25年度に各1人で目標値に達していません。今後も移行を希望する方について施設と情報交換しながら相談に応じていく必要があります。

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行においては、国・都から基準となる平成 17 年度に福祉施設から一般就労に移行した人の 4 倍を一般就労に移行するとの目標が示され、本市では以下のように目標値を設定しました。

項目	目標値	実績値
【基準】平成 17 年度の一般就労移行者数 平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数		1 人
【目標値】目標年度の一般就労移行者数 平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数	4 人 (4 倍)	6 人

※実績値は平成 26 年 10 月 1 日時点

### 【 評 価 】

就労移行支援事業を利用して一般就労する方が増え、平成 24 年度 3 人、平成 25 年度 9 人、平成 26 年度 6 人となり目標値を超えています。

## (3) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数においては、国・都から基準となる平成 26 年度末の福祉施設利用者の 20%以上が就労移行支援事業を利用するとの目標が示されましたが、本市においては以下のように目標値を設定しました。

※「就労移行支援事業」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」の事業内容等については 34 ページをご覧ください。

項目	目標値	実績値
【基準】平成 26 年度末の福祉施設利用者数 平成 26 年度末において福祉施設を利用する人の数	416 人	387 人
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数 平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する人の数	12 人 (2.9%)	23 人 (5.9%)

※実績値は平成 26 年 10 月 1 日時点

### 【 評 価 】

平成 26 年度の福祉施設利用者に対する就労移行支援事業利用者の割合は 5.9%となり、目標値を超えています。



#### (4) 就労継続支援A型を利用する人の割合

就労継続支援A型の利用者数においては、国・都から平成26年度末の「就労継続支援」全体の利用者のうち、「就労継続支援A型（雇用型）」の利用者が、「就労継続支援」全体の30%以上との目標が示されましたが、本市においては以下のように設定しました。

項目	目標値	実績値
平成26年度末の就労継続支援A型の利用者 ①	9人	10人
平成26年度末の就労継続支援B型の利用者	192人	171人
平成26年度末の就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者 ②	201人	181人
<b>【目標値】</b> 目標年度の就労継続支援A型の利用者の割合 ①/② 平成26年度末において就労継続支援を利用する人のうち、 就労継続支援A型を利用する人の割合	4.4%	5.5%

※実績値は平成26年10月1日時点

#### 【評価】

就労継続支援A型を利用する方は微増ではありますが目標値を超えることができました。他方、就労継続支援B型の実績値は171人とどまりましたが、その結果として就労継続支援A型利用者の割合（実績値）は目標値を超えました。

### 3. 第4期障害福祉計画（平成27～29年度）における重点施策

第3期計画で掲げた重点施策の中で引き続き課題とすべきことや、法改正により今後新たな対応が必要となることなどを含めて、第4期計画における重点施策として次の3つを設定します。

#### 重点施策

1

#### 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用するには計画相談支援\*（サービス等利用計画）が必要となることや障害者の虐待防止、権利擁護体制の強化が求められていることから、地域自立支援協議会を活用した関係機関の連携とネットワークづくりをすすめ、現行の相談支援事業による相談支援体制の強化とともに、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の設置を検討する必要があります。さらに、本計画のPDC Aサイクル\*による評価を上記の協議会に諮り、必要時には見直しを行います。

※計画相談支援については39ページをご覧ください。

※PDC Aサイクルについては55ページをご覧ください。

#### 重点施策

2

#### 障害者の就労、日中活動の場を整備し、社会参加をすすめます

関係機関や事業所との連携により就労の機会を拡大するとともに、日中活動の場を整備し、特性にあったサービスが利用できる体制づくりをすすめます。また、スポーツ活動や生涯学習、地域活動支援センター等を活用して、ライフステージに応じた余暇活動と社会参加ができる環境づくりの推進が必要です。

#### 重点施策

3

#### 発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者等に対する支援を強化します

発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等及び障害者手帳を所持していないが障害に起因した困りごとを持っている方や、特別な支援が必要な方へのサービスの提供及び相談支援が行えるよう、啓発活動とともに関係機関の連携とネットワークづくりが必要です。難病については、今後の対象疾病の拡大を注視しながら、支援体制の計画的な整備を図っていくことが必要です。

## 4. 第4期障害福祉計画（平成27～29年度）の成果目標

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」を受け、第4期障害福祉計画の策定に向けて基本指針の見直しが行われました。本市では以下のように数値目標を設定することとします。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行促進(継続)

#### ① 地域生活移行者の増加

施設入所者の地域生活への移行においては、国・都から基準となる平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域に移行するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

#### 【目標】

項目	数値(活動指標)	考え方
【基準】 平成25年度末 の入所者数	62人	平成25年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 平成29年度末時点までの 地域生活移行者数	7人 (12%)	平成29年度末時点までに施設入所から グループホーム等へ移行する人の数

#### ② 施設入所者の削減

施設入所者数の削減においては、国・都から基準となる平成25年度末時点の施設入所者の4%を削減するとの目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

#### 【目標】

項目	数値(活動指標)	考え方
【基準】 平成25年度末 の入所者数	62人	平成25年度末時点の施設入所者数
【成果目標】 平成29年度末時点までの 施設入所者削減数	3人 (4%)	平成29年度末時点までに削減する 施設入所者数

## (2)精神科病院から地域生活への移行促進(成果目標の変更)

本市では、第3期計画において、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」という目標値は設定していませんでした。

入院3か月時点の退院率64%以上(平成21年～23年の全国平均58.4%)、入院後1年時点の退院率を91%以上(平成21年～23年の全国平均58.4%)、1年以上の在院者数を平成24年6月時点から18%以上減少するという成果目標が国から示されました。

しかしながら、退院可能な精神障害者を客観的に評価・分析することが難しいため、第4期計画においても目標は設定せず、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制を充実させることで、地域移行を促進させます。

## (3)地域生活支援拠点等の整備(新規)

障害のある方の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに市区町村、または圏域に少なくとも1つの拠点等を整備するという目標が、国から示されました。本市においては、国のモデル事業の取り組みや都の動向を注視しながら設置の検討をします。

## (4)福祉施設から一般就労への移行促進(整理・拡充)

### ①福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行においては、国・都から基準となる平成24年度に福祉施設から一般就労に移行した人の2倍という目標が示されました。これを基本としつつ、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて設定します。

### 【目標】

項目	数値(活動指標)	考え方
【基準】 平成24年度の 一般就労移行者数	3人	平成24年度において福祉施設を退所し、 一般就労した人の数
【成果目標】 平成29年度の 一般就労移行者数	6人 (2倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、 一般就労する人の数

## ②就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業の利用者数においては、国・都から基準となる平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数の 6 割以上増加という目標が示されました。本市においては以下のように設定します。

### 【 目 標 】

項 目	数値(活動指標)	考え方
【 基 準 】 平成 25 年度の 就労移行支援事業の 利用者数	17 人	平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者
【 成果目標 】 平成 29 年度の 就労移行支援事業の 利用者数	27 人 (6 割以上増)	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

## ③就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率においては、国・都から就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にするという目標が示されました。本市においては、市内にある 1 か所の就労移行支援事業所の状況から、以下のように設定します。

### 【 目 標 】

項 目	数値(活動指標)	考え方
【 基 準 】 平成 23 年度の 一般就労移行率 30%以上の割合	0%	平成 23 年度において一般就労移行率が 30%以上の事業所の割合
【 成果目標 】 平成 29 年度の 一般就労移行率 30%以上の割合	100% (5 割以上)	平成 29 年度末における一般就労移行率が 30%以上の事業所の割合

※一般就労移行率とは、4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労した方の割合

## 第 4 章 障害福祉サービス等の充実

### 1. 訪問系サービス

#### (1) サービス内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、『介護給付』として実施される「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。平成 26 年 4 月から「重度訪問介護」の対象者については、重度の肢体不自由者に加えて、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に拡大されています。

各サービス内容は次のとおりです。

サービス名	内 容
居 宅 介 護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 ○対象者:障害支援区分*が区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。 ○対象者:障害支援区分が区分4以上で所定の項目に該当する方
同 行 援 護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 ○対象者:当該サービス利用に関する評価指標に基づき一定の基準を満たす方
行 動 援 護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を行います。 ○対象者:障害支援区分が区分3以上で所定の項目に該当する方
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 ○対象者:障害支援区分が区分6で所定の項目に該当する方

※障害支援区分：障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。区分1～区分6に分かれ数字の大きい方が支援の度合いが重い。

## (2) 第3期の利用実績値

### 【 第3期の利用実績値 】

(1か月あたり)

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数	119 人	126 人	126 人
利用量	5,569 時間	6,799 時間	7,430.5 時間

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5サービスの合計値

※平成 24 年度・25 年度は 10 月利用分、26 年度は推計値

### 【 評価 】

第2期計画以降、利用者及び実績が伸びていたことから、引き続き利用が増大するものと見込みましたが、実績では利用人数及び利用量ともに計画値を下回りました。しかし、1人あたりの利用実績では重度訪問介護対象者の利用量が大幅に増加したのをはじめ、居宅介護や同行援護、行動援護の利用量も増加しています。支給決定者数は第3期計画策定時に見込んだ数を超えていることから、障害福祉サービスの周知がすすんでいることが窺えますが、支給決定を受けても実際に利用する方が増えていない原因として、サービス事業所に上手くつながっていないことが考えられます。

## (3) 第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象者が拡大されたこと、施設・病院からの地域移行を勘案し、また、サービス等利用計画が浸透することにより、今まで支給決定を受けていても利用に結びつかなかった方の利用が増えることを予測して、平成 29 年度までのサービス必要量を見込みました。

### 【 第4期の見込み 】

(1か月あたり)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数	138 人	141 人	148 人
利用量	8,480 時間	9,263 時間	10,106 時間

## 【 サービス必要量を確保するための方策 】

相談支援事業の利用の推進とサービス等利用計画が、適切に作成されるよう支援員の確保が必要です。また、重度訪問介護の対象者に、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方が含まれたことから、それらの障害特性に応じた支援が実施できるよう、研修の参加やサービスの質の向上への取り組み、サービス必要量の増加に対応するためのサービス提供基盤の整備を図ることも不可欠です。

## 2. 日中活動系サービス（介護給付）

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、『介護給付』として実施される「生活介護」「療養介護」「短期入所（ショートステイ）」と『訓練等給付』として実施される「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」があります。

### (1) サービス内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、生産活動や創作活動の機会を提供します。 ○対象者：障害支援区分が区分3以上の方及び、年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3以上）の方
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。 ○対象者：筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分が区分6の方、及び筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の方
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 ○対象者：障害支援区分が区分1以上の方



これらのサービスは、常時介護が必要である、または、普段介護を受けているが、介護者が不在となる方などに対し、それぞれの状態に合わせたサービス提供を行います。

常時介護が必要な方で、医療が必要な方には療養介護が提供されます。また、医療が必要でない方で、日中の活動の場が必要な方には、生活介護が提供されます。

また、緊急時等、自宅での介護が困難となった場合、泊まり等も含め短期間施設で過ごす短期入所（ショートステイ）のサービスもあります。

## (2) 第3期の利用実績値

### 【 第3期の利用実績値 】

(1か月あたり)

サービス内容		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	利用人数	173 人	169 人	173 人
	利用量	3,243 人日分	3,353 人日分	3,497 人日分
療養介護	利用人数	7 人	7 人	8 人
	利用量	217 人日分	217 人日分	248 人日分
短期入所 (ショートステイ)	利用人数	10 人	29 人	23 人
	利用量	55 人日分	132 人日分	104 人日分

※平成 24 年度・25 年度は 10 月利用分、26 年度は推計値

※利用量は月間の利用人数×1 人 1 月あたりの平均利用日数

### 【 評価 】

生活介護については、利用を見込んだ特別支援学校卒業者が他のサービスを利用したため、実績値が下回りました。利用人数では計画値に達していませんが、利用量は計画値を超えており、市内及び近隣市に事業所が設立されたため、待機者はいない状況です。療養介護はこれまで利用実績がありませんでしたが、平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、18 歳を超えて児童福祉法施設に入所していた 7 人が療養介護に移行しました。短期入所（ショートステイ）については平成 25 年度に緊急利用が多くあったことと市内に事業所が増えたことで、利用人数、利用量ともに計画値を超えて伸びています。

### (3) 第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

生活介護の利用者としては特別支援学校卒業者が主な新規利用者として見込まれます。また、療養介護については児童福祉法施設に入所している方が18歳になり、障害福祉サービスに移行することを算定しています。

短期入所については必要なときに利用できるようにするため、支給決定だけを受ける方も多く、支給決定と実績に乖離がありますが、平成26年度の実績を基に、必要量として利用者数を見込みます。

#### 【 第4期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用人数	174人	178人	185人
	利用量	3,515人日分	3,596人日分	3,737人日分
療養介護	利用人数	10人	11人	12人
	利用量	310人日分	341人日分	372人日分
短期入所 (福祉型)	利用人数	22人	24人	30人
	利用量	110人日分	120人日分	150人日分
短期入所 (医療型)	利用人数	4人	4人	4人
	利用量	24人日分	24人日分	24人日分

#### 【 サービス必要量を確保するための方策 】

短期入所についてはレスパイト<sup>※</sup>や家族以外の他者に慣れることを目的に利用する方が増えている一方で、緊急時など必要が生じた際に利用ができない状況があります。平成29年度に予定されている市内施設の建て替え、新設により定員数の増加が見込めますが、必要時に速やかに利用できる体制の整備も必要です。

※レスパイト：障害のある方などを在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的に、一時的に介護を代替し、休息等を図ってもらうこと。

### 3. 日中活動系サービス（訓練等給付・自立訓練）

#### (1) サービス内容

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	一定の支援が必要な身体障害者等に対し、理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い、身体機能の維持・向上を図ります。
自立訓練（生活訓練）	一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。

これらのサービスは、主に日常での暮らしに必要な能力の維持・向上を目的としている訓練等給付となっており、主に身体に障害を抱えている方が『機能訓練』、知的障害者・精神障害者の方が『生活訓練』を受けることとなります。

#### (2) 第3期の利用実績値

##### 【 第3期の利用実績値 】

(1か月あたり)

サービス内容		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 （機能訓練）	利用人数	7 人	5 人	6 人
	利用量	62 人日分	64 人日分	53 人日分
自立訓練 （生活訓練）	利用人数	4 人	5 人	5 人
	利用量	82 人日分	83 人日分	58 人日分

※平成 24 年度・25 年度は 10 月利用分、26 年度は推計値

##### 【 評 価 】

自立訓練（機能訓練）については、市内では主に清瀬市障害者福祉センターで実施しています。広報を活用した周知や関係機関との連携により計画値とほぼ同じ実績値となりました。

自立訓練（生活訓練）については、近隣市に精神障害者を対象とした事業所が設立されたため、計画値が達成されました。

### (3) 第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

機能訓練・自立訓練ともに現時点における事業所の新設は明らかでないため、平成 26 年度の実績を基に必要量として利用者数を見込みます。

#### 【 第4期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス内容		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	7 人	8 人	9 人
	利用量	77 人日分	88 人日分	99 人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	5 人	6 人	6 人
	利用量	85 人日分	102 人日分	102 人日分

#### 【 サービス必要量を確保するための方策 】

自立訓練（機能訓練）については介護保険サービスとの整合を図りながら、利用者の個別事情を勘案する必要があります。また、自立訓練（生活訓練）はサービスを必要とする方の利用がすすむよう、引き続き精神科病院や関係機関からの情報収集を行います。

## 4. 日中活動系サービス（訓練等給付・就労系サービス）

### (1) サービス内容

サービス名	内 容
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある方に対し、一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等への就労が困難な利用開始時 65 歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等への就労が困難な方に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

これらのサービスは、経済的自立へとつながる一般就労を目指すことを目的とした訓練等給付となっています。

就労継続支援（A型）においては、雇用契約を結び、日中の活動の場として就労しながら、併せて訓練を行います。就労継続支援（B型）は、雇用に関わりつかなかった方等に雇用契約を結ばないながらも、就労や生産活動の機会を提供し、併せて訓練を行います。就労移行支援は、一般就労を目指すために一定期間訓練を行うサービスです。

## (2) 第3期の利用実績値

### 【 第3期の利用実績値 】

(1か月あたり)

サービス内容		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	利用人数	12 人	19 人	23 人
	利用量	236 人日分	332 人日分	337 人日分
就労継続支援 (A型)	利用人数	8 人	9 人	10 人
	利用量	130 人日分	186 人日分	184 人日分
就労継続支援 (B型)	利用人数	148 人	163 人	171 人
	利用量	2,465 人日分	2,631 人日分	2,269 人日分

※平成 24 年度・25 年度は 10 月利用分、26 年度は推計値

### 【 評価 】

就労移行支援については、市内の事業所だけでなく、市外の事業所の利用が進み、利用人数が増えています。就労継続支援（A型）は、近隣市に事業所が設立されたため、計画値が達成されました。就労継続支援（B型）は、市内及び近隣市に事業所が増えたことやサービスの認知が浸透したことで知的障害者・精神障害者ともに利用者が伸びています。

## (3) 第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

就労移行支援は近隣市に事業所が増えているため、サービス利用者の増加を見込みます。また、就労継続支援（B型）は市内に事業所の新設が予定されていることから、こちらもサービス利用の増加が見込めます。

【 第4期の見込み 】

(1か月あたり)

サービス内容		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	利用人数	24 人	25 人	27 人
	利用量	432 人日分	450 人日分	486 人日分
就労継続支援 (A型)	利用人数	11 人	12 人	13 人
	利用量	209 人日分	228 人日分	247 人日分
就労継続支援 (B型)	利用人数	184 人	191 人	202 人
	利用量	2,944 人日分	3,056 人日分	3,232 人日分

【 サービス必要量を確保するための方策 】

サービス等利用計画を作成することにより、今まで支給決定を受けていても利用していない方が利用につながったり、また、利用者のニーズに沿った支給決定を行うことが期待できます。就労継続支援（A型）事業所は、市内にないために動向がつかみにくい状況ですが、相談等を通じて利用希望者の把握に努め、見込みに応じた必要数が確保できるよう、事業者との連携を図っていきます。

## 5. 居住系サービス

### (1) サービス内容

住まいの場となる「居住系サービス」には、介護給付として実施される「施設入所支援」と訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」があります。各サービス内容は次のとおりです。平成 26 年 4 月から「共同生活介護（ケアホーム）」は「共同生活援助」に一元化しました。

サービス名	内 容
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。(平成 26 年 4 月から共同生活援助に一元化)
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。

## (2) 第3期の利用実績値

### 【 第3期の利用実績値 】

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護 共同生活援助	64 人	76 人	86 人
施設入所支援	68 人	63 人	62 人

※実績値は各年度 10 月時点

### 【 評 価 】

共同生活援助（グループホーム）は、3年間で市内に6か所設置されたことなどから、平成24年度実績値から22人増加し、計画値を超えて増えています。施設入所支援では、高齢化による死亡や長期入院による退所、またはグループホーム等への地域移行により減少しています。

## (3) 第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

### 【 第4期の見込み 】

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	88 人	90 人	92 人
施設入所支援	61 人	60 人	59 人

### 【 サービス必要量を確保するための方策 】

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所者の地域移行や退院可能な精神障害者の動向、介護者の高齢化などを注視することが必要です。また、事業者からの設置や増設に関する相談に応じていくなど、安心した地域生活を送るために、需要と供給が結びつくよう、サービス提供基盤の整備をすすめます。

施設入所については、真に必要な方が利用できるよう、ニーズの把握に努め、施設の情報収集に努めます。

## 6. 障害児支援体制の整備（新規）

### (1) サービス内容

障害児支援は、平成 24 年 4 月から児童福祉法サービスとして実施することになり、今期の計画から新たに数値目標を設定することになりました。児童福祉法に基づく障害児支援の専門的な支援を確保するため、体制整備の充実を図ります。

サービス名	内 容
児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練及び治療等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

### (2) 第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

#### 【 第4期の見込み 】

(1か月あたり)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	28 人 364 人日分	28 人 364 人日分	32 人 416 人日分
医療型児童発達支援	1 人 3 人日分	1 人 3 人日分	1 人 3 人日分
放課後等デイサービス	73 人 584 人日分	75 人 600 人日分	76 人 608 人日分
保育所等訪問支援	1 人 1 人日分	1 人 1 人日分	2 人 2 人日分



## 【 サービス必要量を確保するための方策 】

児童発達支援事業所は、市内に2か所あり、利用する児童やその家族への支援を行う身近な療育の場となっています。放課後等デイサービスは、市内に4か所あり、障害のある児童の放課後や長期休暇中の居場所となっていますが、利用者の希望に受け入れ枠が対応しきれていない状況があります。今後も必要なサービスが提供できるよう、事業所の設置の動向を注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実していく必要があります。

## 7. 相談支援

### (1) サービス内容

計画相談支援におけるサービス等利用計画の作成については、平成27年4月からは原則として、全ての障害福祉サービス等を利用する障害のある方を対象とすることとされています。

地域相談支援は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援で、地域移行支援と地域定着支援があります。平成26年4月から地域移行支援の対象者に、これまでの障害者支援施設に入所している障害のある方と精神科病院に入院している精神障害者に加えて、保護施設や矯正施設に入所している障害のある方が追加されています。

サービス名		内 容
計画相談支援		<p>障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての方にサービス等利用計画※を作成し、支援を行います。</p> <p>※サービス等利用計画の作成</p> <p>サービスの利用を希望する障害のある方が、指定相談支援事業者から「サービス利用支援」（サービス等利用計画案の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整・サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど）を受けることができます。このサービス等利用計画の作成については、利用者負担はありません。</p>
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある方、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等に住居の確保、関係機関との調整等、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
	地域定着支援	施設や病院等から地域生活に移行した方、家族との同居からひとり暮らしを始めた方等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や支援を行います。

## (2) 第3期の利用実績値

### 【 第3期の利用実績値 】

(年度あたり)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	1 件	24 件	151 件
地域移行支援	1 件	0 件	1 件
地域定着支援	0 件	0 件	0 件

※平成 26 年度は推計値

### 【 評 価 】

地域移行支援は、平成 24 年度と平成 26 年度に各 1 件の支給にとどまっています。地域定着支援も含めて、今後も相談支援事業所・精神科病院等と情報交換しながら、支援を必要とする対象者に支給ができるよう、関連機関との連携を図るとともに、地域移行を希望される方への相談支援体制を充実させる必要があります。

## (3) 第4期のサービス必要量の見込みと確保するための方策

### 【 第4期の見込み 】

(1か月あたり)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	20 件	11 件	11 件
地域移行支援	1 件	1 件	1 件
地域定着支援	1 件	1 件	1 件

### 【 サービス必要量を確保するための方策 】

計画相談支援については、平成 27 年 4 月以降の新規申請と更新申請をするすべての方にサービス等利用計画の作成が必要となるため、申請から利用までの一連の支援が適切かつ継続的に提供されるよう、事業所の確保及び人材育成等を支援します。

また、地域自立支援協議会における地域資源のネットワークを活用して、専門的な相談支援が実施できる相談支援体制を充実させます。

## 8. その他

### (1)補装具費の支給

障害のある方の身体機能を補完、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）に関して、補装具費として購入費、修理費が支給されるものです。利用者負担は、所得等に配慮した負担になっています。世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。

### (2)自立支援医療

「障害者総合支援法」に規定されている自立支援医療とは、これまでの児童福祉法に基づく育成医療、身体障害者福祉法に基づく更生医療、精神保健福祉法に基づく精神通院医療の3つの制度を平成18年に統合したものです。

自立支援医療は、障害のある方が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。所得に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方にも、ひと月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。



#### サービス必要量の見込みはどうやって決めるの？

障害福祉計画においては、障害者総合支援法に基づき、サービス種類ごとにこの先3年間の利用量を推計しています。それぞれの必要量については、国や都より市が計画を作成するにあたって定める項目が示され、それに基づいて地域の実情を踏まえて算出することが求められているため、市におけるこれまでの実績や市民のニーズ、今後の事業所の動向などから算出し、地域自立支援協議会等の検討を経て決めています。

## 第 5 章 地域生活支援事業

市では、「障害者総合支援法」第 77 条及び 78 条に基づき、障害のある方がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように地域生活支援事業を実施しています。

地域生活支援事業とは、障害のある方の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

### 1. 理解促進研修・啓発事業（新規）

障害のある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、教育・福祉・警察等と連携しながら理解の促進に向けた、広報・啓発活動を行います。

障害者週間（12 月 3 日～9 日）に市内障害者施設の紹介、作品の展示と販売などを通して、地域社会の理解と交流を促進します。また、外見からわかりづらい発達障害、高次脳機能障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮等に関する理解を促進することが必要です。

〔 作品展示 〕



〔 ヘルプカード 〕



### 2. 自発的活動支援事業（新規）

手話サークルの活動や高次脳機能障害者家族会、視覚障害者・身体障害者等の当事者団体の活動を支援します。また、きよせボランティアセンターに登録する団体等の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。

### 3. 相談支援事業

#### (1) 障害者相談支援事業

障害のある方の福祉に関する各般の問題に対して、障害のある方、あるいは保護者、介護者からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

本市では「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」（主に身体障害と知的障害）と「社会福祉法人 椎の木会」（主に精神障害）に委託して事業を実施しています。

**【 第3期の実績値 】**

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援 事業実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所

**【 第4期の見込み 】**

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援 事業実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所

**【 サービス必要量を確保するための方策 】**

安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する様々な相談等から支援につなげていくことが求められます。平成 27 年 4 月から、障害福祉サービス等を利用するすべての方に作成されるサービス等利用計画により、相談支援事業所の業務が拡大することが見込まれます。また、指定特定相談支援事業所による相談支援も増大するため、関係機関の連携が必要となり相談支援体制の構築が不可欠です。

**(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業(新規)**

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を基幹相談支援センター等に配置し、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

**【 第4期の見込み 】**

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基幹相談支援センター	設置に向けて検討		

**【 サービス必要量を確保するための方策 】**

本市では、18 歳までの児童の相談支援体制については、子どもの発達支援・交流センター等が担っており、一定の成果をあげています。今後、増加が予想される障害のある方等からの相談に対応するために、相談支援事業所や指定特定相談支援事業所等の相談

支援員の専門性を高めるとともに、現行の相談支援機能を強化することも必要です。相談支援事業所のネットワークづくりや専門性を高めるための研修、困難事例への対応などのバックアップを担う基幹相談支援センターの機能は、相談支援体制を考える上で重要であることから、今後の市の相談支援体制の状況を見ながら、平成 29 年度までに本市における基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。なお、検討の場としては、地域自立支援協議会の相談支援部会等が想定されます。

### (3) 地域自立支援協議会の活用

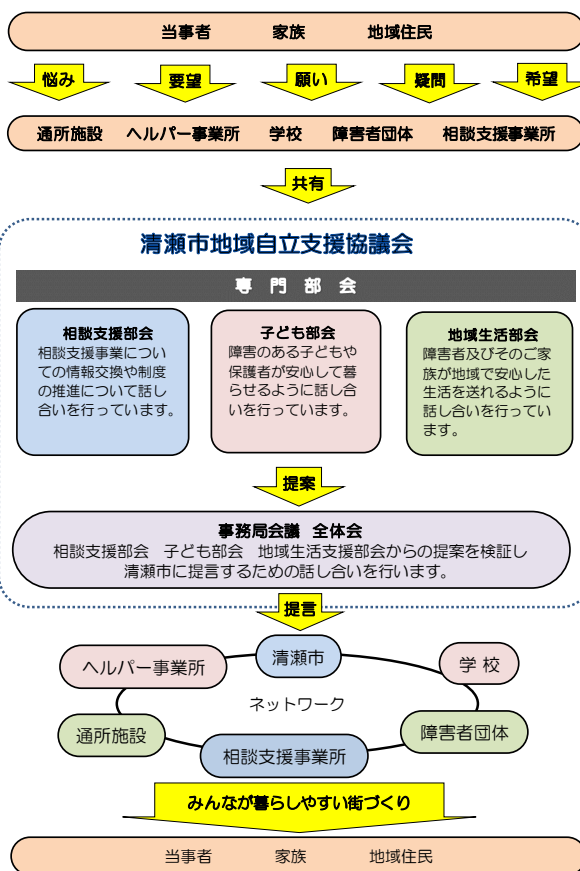
相談支援事業や地域の障害福祉システムづくりの中核的な役割を担う「地域自立支援協議会」を設置しています。市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、学校、就労等の関係機関、障害当事者団体や地域ケアに関する学識経験者等を構成員とし、年 2 回程度の定例的な会議と分野別のテーマについて検討する専門部会を開催しています。

## コラム

### 「地域自立支援協議会」は何をしているの？

清瀬市の地域自立支援協議会は平成 20 年に設置されました。

平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」になったことともない、「地域自立支援協議会」の名称から「自立支援」を除く意見がありました。本市では、「地域自立支援協議会」の名称が浸透していることから、名称変更による混乱を避けるため、このまま使用しています。



#### (4)住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援します。「社会福祉法人 椎の木会」に委託して実施しています。

##### 【 第3期の実績値 】

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

##### 【 第4期の見込み 】

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所

#### 4. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする知的障害者または精神障害者が成年後見制度を利用する場合で、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や報酬の支払いが困難な場合、助成制度があります。

本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと<sup>※</sup>」が関係機関と連携しながら、支援をすすめています。

※「きよせ権利擁護センター あいねっと」については 46 ページをご覧ください。

##### 【 第3期の利用実績値 】

(年度あたり)

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	0 人	1 人	0 人

※平成 26 年度は推計値

##### 【 第4期の見込み 】

(年度あたり)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	2 人	3 人	4 人

## 5. 成年後見制度法人後見支援事業（新規）

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ることを目的とします。

本市では、「きよせ権利擁護センター あいねっと」において、市民後見人の養成、法人後見監督の実施及び市民後見人の活動のバックアップを行っています。



### 「きよせ権利擁護センター あいねっと」って何をしているところ？

「きよせ権利擁護センター あいねっと」は、清瀬市社会福祉協議会が清瀬市の補助を受けて運営する、非営利の公的な機関です。高齢者や知的障害・精神障害等のある方が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるようお手伝いをしています。相談は無料で受けられます。

#### 【 主な事業 】

- 福祉サービス総合相談  
…職員が受ける一般相談や弁護士等が対応する専門相談があります。
- 地域福祉権利擁護事業  
…福祉サービスの利用や金銭管理に不安のある方の支援をします。
- 成年後見制度相談、成年後見制度利用支援事業  
…判断能力が不十分な方の成年後見制度利用支援を行います。
- 福祉・権利擁護セミナーなどの開催  
…安心して暮らせる制度等、定期的に講演会や勉強会を実施しています。

#### 【 連絡先 】

きよせ権利擁護センター あいねっと  
下清戸1-212-4 清瀬市コミュニティプラザひまわり 2F  
TEL：495-5573  
FAX：495-5335



## 6. 意思疎通支援事業

### (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

#### 【 第3期の利用実績値 】

(年度あたり)

サービス内容		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者 派遣事業	年間利用件数	64 件	84 件	132 件
	利用人数	11 人	12 人	24 人
要約筆記者 派遣事業	年間利用件数	0 件	0 件	0 件
	利用人数	0 人	0 人	0 人

※平成 26 年度は推計値

#### 【 評価 】

手話通訳者派遣事業については、受診、就労、子どもの就学などで定期的に通訳を利用する方が増え、派遣件数が伸びています。市の登録通訳者と都の通訳派遣センターを利用することで、緊急の依頼にも対応することができています。今後は、市で開催する講演会等に通訳者を派遣し、情報のバリアフリー化をすすめることも必要です。

#### 【 第4期の見込み 】

(年度あたり)

サービス内容		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者 派遣事業	年間利用件数	135 件	140 件	145 件
	利用人数	24 人	25 人	26 人
要約筆記者 派遣事業	年間利用件数	1 件	1 件	1 件
	利用人数	1 人	1 人	1 人

## 7. 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、障害のある方と難病患者等に対し、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

種目の区分	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、訓練いす
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書
排せつ管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	在宅で 65 歳未満の重度心身障害者（児）に対し、日常生活の利便を図るため、障害の部位や程度、年齢に応じ、浴室・トイレ・玄関・台所等を改修する費用を給付しています。

### 【 第3期の利用実績値 】

(年度あたり)

種目の区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	5 件	11 件	11 件
自立生活支援用具	6 件	19 件	18 件
在宅療養等支援用具	4 件	5 件	4 件
情報・意思疎通支援用具	20 件	15 件	26 件
排せつ管理支援用具	1,499 件	1,606 件	1,650 件
住宅改修費	1 件	2 件	3 件
合計件数	1,535 件	1,658 件	1,712 件

※平成 26 年度は推計値

【 第4期の見込み 】

(年度あたり)

種目の区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	11 件	11 件	11 件
自立生活支援用具	19 件	19 件	19 件
在宅療養等支援用具	4 件	4 件	4 件
情報・意思疎通支援用具	26 件	26 件	26 件
排せつ管理支援用具	1,670 件	1,680 件	1,690 件
住宅改修費	3 件	3 件	3 件
合計件数	1,733 件	1,743 件	1,753 件

## 8. 手話奉仕員養成研修事業（新規）

聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術を習得し、災害時や日常生活の様々な場面で聴覚障害者の地域生活を支援する手話奉仕員の養成を行います。

【 第4期の見込み 】

清瀬市社会福祉協議会に委託して「手話奉仕員養成研修」を開催します。

## 9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方等に対して、外出のための支援を行い、地域における自立した生活と社会参加を促進します。

【 第3期の利用実績値 】

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(年間)	143 人	105 人	125 人
利用時間(1か月平均/年間)	1,164 時間	1,255 時間	1,298 時間

※平成 26 年度は推計値

※利用人数は年間の利用者実人数

※利用時間は年間利用総時間の 1 か月平均

## 【 評 価 】

視覚障害による移動支援利用者が介護給付の同行援護に移行したため、一時、利用人数が減少しましたが、制度の見直しなどにより利用者及び利用時間は年毎に伸びています。ヘルパー不足による利用の制限が起らないよう、ヘルパーの養成も必要です。

## 【 第4期の見込み 】

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数(年間)	135 人	145 人	155 人
利用時間(1か月平均/年間)	1,341 時間	1,384 時間	1,427 時間

## 10. 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

障害者相談支援事業と同様に、「社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会」（主に身体障害と知的障害）「社会福祉法人 椎の木会」（主に精神障害）に委託して事業を実施しています。

## 【 第3期の実績値 】

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所

## 【 第4期の見込み 】

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所

## 1 1. その他の事業

事業名	内容
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす（おそれのある）方に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（家事援助など）を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	一定の条件を満たす身体障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある方に、その改造費の一部を助成します。
重度身体障害者緊急通報システム事業	家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥った場合に、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報する機器を貸与します。ひとり暮らしまたは同居の家族が高齢等によりその助けを得られない重度身体障害者を対象としています。
日中一時支援（日中ショートステイ）事業	障害のある方などに日中の活動・訓練の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
緊急一時保護事業	自宅で介護する方が病気などによる緊急時に、施設において宿泊で介護を行います。

### 【 第3期の利用実績値 】

（年度あたり）

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活サポート事業	5 人	5 人	4 人
	10 時間（月平均）	16 時間（月平均）	24 時間（月平均）
自動車運転免許取得費助成事業	2 件	2 件	2 件
自動車改造費助成事業	0 件	2 件	7 件
重度身体障害者緊急通報システム事業	6 件	5 件	4 件
日中一時支援（日中ショートステイ）事業	271 人	228 人	150 人
緊急一時保護事業	64 人	12 人	0 人

※平成 26 年度は推計値

【 第4期の見込み 】

(年度あたり)

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活サポート事業	4 人	4 人	4 人
	24 時間(月平均)	24 時間(月平均)	24 時間(月平均)
自動車運転免許取得費助成事業	2 件	2 件	2 件
自動車改造費助成事業	3 件	3 件	3 件
重度身体障害者緊急通報システム事業	4 件	4 件	4 件
日中一時支援(日中ショートステイ)事業	150 人	150 人	150 人
緊急一時保護事業	1 人	1 人	1 人

【 サービス必要量を確保するための方策 】

日中一時支援(日中ショートステイ)事業について、本市では、障害者福祉センターにおいて実施していますが、利用者の要望に応えきれていない状況があります。

現在の状況を改善するために、新たな事業所の参入が可能となるような、仕組みづくりを検討します。



市の災害時等要援護者対策

災害発生時に自力での避難が困難な方や、日常的に見守りなどの支援が必要な方に、災害時等要援護者登録制度への登録を勧めています。この名簿は、警察署、消防署、民生・児童委員などの支援組織と共有することにより、災害時などの安否確認や避難支援などに役立つものです。また、災害発生時に一般の避難所で過ごすことのできない、特別な配慮を必要とする方の避難支援方法や福祉避難所の設置・運営についての対策をすすめています。

## 第 6 章 計画の円滑な運営に向けて

### 1. 計画の円滑な運営に向けて

市では、計画の円滑な運営に向けて、以下の取り組みを実施します。

#### (1) 法制度等、新しい動きに対する適切な対応

制度改正を含む今後の新たなサービス創設や仕組みづくりに向けた動きに対し、適切な情報収集や対応、さらには市民への周知に努めます。

#### (2) 障害福祉の対象者やサービスの普及啓発

障害者施策を計画的に推進し、「障害者総合支援法」の目的である「障害者および障害児が、自立した社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解と協力が欠かせません。

その中でも、発達障害や高次脳機能障害、難病など、これまでの障害者施策では十分な援護が受けられなかった方々に対しても、今後の制度の動向も踏まえながら他の障害同様、一層の啓発に努めます。また、指定相談支援事業所で受ける相談などを通してニーズの把握とともに支援体制の検討をしていきます。

なお、障害福祉サービス等の情報については、適宜広報や各種パンフレット、ホームページの更新等を行い、より利用しやすく、わかりやすい適切な情報提供に努めるとともに、事業所のホームページの普及を促していきます。

#### (3) サービス利用者の権利を守るために

適切なサービス提供等により日々の安心した生活が送れるよう、以下のような施策により対応します。

##### ① サービス利用に対する不服がある場合

障害支援区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができます。

障害支援区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会）が苦情処理機関として位置づけられています。

## ②権利擁護体制の充実

成年後見制度は、判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所へ申立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。本計画においては、地域生活支援事業において「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」を実施し、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援します。

また、「きよせ権利擁護センター あいねっと」（社会福祉協議会）では、支援を必要とする方の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類の預かり」等を行う地域福祉権利擁護事業を実施しており、市ではこれら各種サービスの案内や紹介を適切にすすめ、権利擁護体制の充実に努めます。

## ③障害のある方等に対する虐待の防止

平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」においては、養護者や障害者福祉施設事業者等による虐待の発見について通報を義務付け、市町村においては、虐待窓口となる「障害者虐待防止センター」設置の義務付けと、通報にともなう立ち入り調査や一時保護が可能となることが規定されました。

市では、障害福祉課に虐待防止センターを設置しました。地域自立支援協議会等の活用により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

## (4)サービスの質の確保

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

市民にはこうした評価結果の周知を図る一方、サービス提供事業者には受審の働きかけを行います。また、都などが実施するサービス従業者研修などの情報も事業所に伝えて、サービスの向上と質を確保します。



## 2. 計画の進行管理

### (1)『保健福祉総合計画』における評価と地域自立支援協議会の役割

「障害福祉計画」ならびに「障害者計画」の評価については既に年1回、地域自立支援協議会において実施しており、また、それらを包含する「保健福祉総合計画」についても地域福祉推進協議会で総合的な評価を行い、結果を公表しています。平成27年度からの障害福祉計画はPDCAサイクルによる分析・評価を行い、地域自立支援協議会に意見を求め、必要があるときは計画の見直しを行い、施策等の一層の充実に努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



Plan(計画)	成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保の方法や方策等を定めます。
Do(実行)	計画の内容を踏まえ、事業を実施します。
Check(評価)	成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析評価を行います。 その結果について地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、公表します。
Action(改善)	中間評価等の結果を踏まえ、必要があるときは、障害福祉計画の見直し等を実施します。

## 第 7 章 附属資料

### 1. 設置要綱

#### 清瀬市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 清瀬市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に規定する障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、清瀬市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、障害福祉計画の策定に関し、必要な事項の検討を行い、原案を作成して市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから委員 10 人以内を市長が委嘱して組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域の障害福祉に関する団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 別に定める関係機関に属する者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見、助言等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第 2 条に規定する報告をしたときまでとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 2. 計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属	委員区分
1	◎植村 英晴	日本社会事業大学大学院特任教授	学識経験者
2	熊谷 大	社会福祉法人椎の木会施設長	福祉団体代表
3	○田中眞知子	清瀬市障害者福祉センター センター長	福祉団体代表
4	塚本さゆり	公募委員	一般公募市民
5	土田 豊	東京都立清瀬特別支援学校校長	関係機関
6	鶴田 洲子	公募委員	一般公募市民
7	登山 彩文	社会福祉法人東京アフターケア協会 常務理事	福祉団体代表
8	長汐 道枝	社会福祉法人清瀬わかば会評議員	福祉団体代表
9	山崎 順子	清瀬市子どもの発達支援・交流センター センター長	福祉団体代表
10	吉岡 博之	社会福祉法人まりも会 法人本部地域支援担当	福祉団体代表

◎は委員長、○は副委員長  
所属は平成26年8月1日現在

## 3. 計画策定委員会開催概要

	開催日	主な内容
第1回	平成26年 8月 8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱状交付、正副委員長選出</li> <li>要綱等説明</li> <li>計画の基本的考え方、内容について</li> <li>スケジュール等</li> </ul>
第2回	平成26年 10月 14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期障害福祉計画の実績と市の課題</li> <li>関係団体・事業所アンケート調査等の実施について</li> </ul>
第3回	平成26年 11月 19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間のまとめ案について</li> <li>関係団体、事業所アンケート、ヒアリング等の実施報告</li> </ul>
第4回	平成26年 12月 19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4期障害福祉計画素案について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> </ul>
第5回	平成27年 2月 17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントについて</li> <li>第4期障害福祉計画の最終まとめ</li> </ul>

## 4. 用語集

### ■ ア 行

#### ○愛の手帳（あいの手帳）

知的障害者（児）が各種のサービス（手当、制度等）を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度は知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分されます。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

（関連用語：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

### ■ カ 行

#### ○介護給付（かいごきゅうふ）

障害者総合支援法に定められたサービスのうち、在宅で訪問により受けるサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護等）、通所施設等で受けるサービス（療養介護・生活介護）、住まいの場で受けるサービス（施設入所支援）を指します。

#### ○基幹相談支援センター（きかんそうだんしえんせんたー）

障害者総合支援法に基づく相談支援の中核的な役割を担う機関です。総合相談及び専門相談のワンストップ化や、市と地域の事業者等との機動的な連携調整の担い手など、障害のある方等が安心して生活できる地域づくりの拠点として機能します。

#### ○緊急通報システム（きんきゅうつうほうしすてむ）

居宅で緊急を要する事態に陥ったときに、簡単な操作で消防庁等へ通報できるシステムです。ひとり暮らしの重度身体障害者等や、ひとり暮らし等の高齢者の世帯に端末機を設置します。

#### ○訓練等給付（くんれんとうきゅうふ）

障害者総合支援法に定められたサービスのうち、機能回復や就労をめざすために、住まいの場として受けるサービス（共同生活援助等）や、通所により利用するサービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を指します。

#### ○ケアマネジメント

厚生労働省の障害者ケアガイドラインでは、「障害者の地域における生活を支援するために、希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法」としています。

#### ○権利擁護（けんりようご）

知的障害や精神障害、認知症などのため、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある方に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。

#### ○高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）

脳卒中などの病気や交通事故等により、脳の一部がキズ（損傷）を受けると、その損傷部位により特定の症状が出ます。注意・思考・記憶・言語などの認知機能や、感情・意欲及び社会的行動の障害などで、これらの障害により、社会生活に困難をきたしている方々がいます。外見上は障害が目立たず、周囲の人から理解されにくく、本人も自分の障害を認識することが難しい特徴があります。

## ○合理的配慮（ごうりてきはいりよ）

障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められます。この合理的配慮は、個別のケースで内容・方法が異なりますが、典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することがあげられます。

## ■ サ 行

### ○社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある方への偏見など）などがあげられます。

### ○自立支援医療制度（じりつしえんいりょうせいど）

平成18年4月から、それまでの障害に関する公費負担医療をまとめる形で開始された制度で、次の3種類があります。

①更生医療（身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待されるもの）

②育成医療（身体に障害のある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの）

③精神通院医療（精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に要するもの）

### ○身体障害者手帳（しんたいしょうがいしやてちょう）

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となります。手帳の交付対象となる障害の範囲は、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から7級までの区分が設けられています。（ただし、7級の障害が一つのみでは手帳の対象にはなりません。）（関連用語：愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）

### ○ストーマ装具（すとーまそうぐ）

ストーマは、ギリシャ語で「口」を意味し、転じて「手術によって腹壁に造られた排泄口」を指します。ストーマ装具には、消化器系と尿路系があります。

直腸や膀胱などの疾患により人工肛門や人工膀胱を造設した際にストーマ装具を用いて排泄の管理を行います。

### ○精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に、様々な支援策が講じられます。障害の程度により1級から3級までの区分があります。（関連用語：愛の手帳、身体障害者手帳）

### ○成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定に不安がある方について、その不十分な判断能力を補い、本人の権利が守られるようにする制度です。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれています。

## ■ タ 行

### ○第三者評価（だいさんしゃひょうか）

市民の良質なサービスの選択や事業者の自己改善を促していくために、東京都が認定した評価機関（第三者）が実施する福祉サービスの評価事業です。

### ○地域活動支援センター（ちいきかつどうしえんせんたー）

障害のある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産的活動の機会の提供及び、社会的交流の促進を図る等、必要なサービスを適切かつ効果的に行うための場所です。

### ○地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

指定障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」があります。地域で生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施されるものです。

### ○地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の促進、社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図るため、社会福祉法に基づき市区町村が策定する計画で、清瀬市では平成 15 年 3 月に地域福祉計画をはじめとする 5 つの分野の個別計画の性格を併せ持つ清瀬市保健福祉総合計画として策定されています。

### ○地域福祉推進協議会（ちいきふくしすいしんきょうぎかい）

清瀬市の地域福祉の推進にあたり、市、福祉・保健・医療関係機関、関係団体及び一般公募による市民で構成する組織です。保健福祉総合計画ならびに各分野別計画、事業等に関する協議を行います。

### ○通級指導学級（つうきゅうしどうがっきゅう）

通常の学級に在籍し、その学級の学習に概ね参加できるが、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害に応じた特別な指導も並行して受ける必要がある児童・生徒が、特別な教育課程によって指導を受ける学級のことです。

### ○特別支援学校（とくべつしえんがっこう）

視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児又は病弱児（身体虚弱児を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校のことです。

### ○特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のことです。

## ■ ハ 行

### ○発達障害（はったつしょうがい）

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。

## ○バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去」という意味でも用います。

## ○PDCAサイクル（ぴいでいしいえいさいくる）

Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことです。

## ○法定雇用率（ほうていこようりつ）

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用しなければならないとされています。法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%、民間企業は 2.0%とされています。

## ○補装具（ほそうぐ）

身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義肢、装具、車いすなどがあります。

## ■ ヤ 行

### ○要約筆記（ようやくひっき）

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある方に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられてきている。

通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記者が行います。

## ■ ラ 行

### ○ライフステージ

障害者（児）の自立と社会参加を促進するために、人間の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けたそれぞれの段階を言います。それぞれの段階を通じて、必要とする療育や教育、保健・医療・福祉サービス、就労・生活環境等の調整を図ることにより、地域において適切なサービスが切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みを推進することが求められています。

### ○リハビリテーション

昭和 57 年の国連による定義に、「身体的、精神的、かつまた社会的にもっとも適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセス」とあります。

ここ（本文第 4 章 33 頁）では、歩行能力やその他運動機能面に障害のある方に対して、身体機能や生活動作の維持・改善や復職等をめざして理学療法士が個別支援計画に基づき機能訓練やアドバイス等を行うことです。

### ○療育（りょういく）

障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育です。

### ○レスパイト

障害のある方などを在宅で介護・支援している家族の負担を減らすことを目的に、一時的に介護を代替し、休息等を図ってもらうことです。





# みんなが えがおで 暮らせるために

## 清瀬市第4期障害福祉計画

平成27年3月

発行 清瀬市  
編集 清瀬市健康福祉部障害福祉課  
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地  
TEL 042-492-5111 (代表)  
FAX 042-492-5139